

令和4年第9回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和4年12月 8日

閉会 令和4年12月14日

熊本県球磨郡湯前町

令和4年第9回定例会

会期 令和4年12月 8日(木) から 7日間
令和4年12月14日(水) まで

会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
12	8	木	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告 行政報告、一般質問
	9	金	本会議	午前10時	一般質問、議案審議
	10	土	休会		
	11	日	休会		
	12	月	休会		13:30 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	13	火	休会		
	14	水	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

12 月 8 日 (木)

令和4年第9回湯前町議会定例会

[第1号]

令和4年12月8日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光 喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局係長 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	教	育	課	浅	田	誠	徹
保	健	長	高	木	堅	介	建	設	水	中	園	一	二
企	画	長	本	山	り	か	農	林	振	稻	森	彦	
会	計	者	高	橋		誠	興	課	長				
							兼	農	業				
							委	員	会				
							事	務	局				
							長						

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第9回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員及び黒木議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

10月4日、熊本市において、熊本県町村議会議員研修会が開催されましたので、全議員で出席しました。

講師に、認定NPO法人グリーンバレー理事の大南信也氏が登壇され、「地方創生とまちづくり」という演題で、講演がありました。

10月7日、人吉市において、10月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しました。

会議では、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについての説明などがありました。

10月14日、あさぎり町において球磨郡町村議会議員親善グラウンド・ゴルフ大会が開催されましたので、参加いたしました。

10月18日、多良木町において上球磨正副議長会が開催されましたので、金子副議長と共に参加しました。引き続き、上球磨4町村長との懇談会が開催されました。懇談会では公立多良木病院及び上球磨消防組合の現況について説明いただき、意見交換を行いました。

10月20日、熊本市において全国過疎問題シンポジウムが開催されましたので、出席しました。

10月23日、くま川鉄道沿線除草作業が実施されましたので、全議員で参加しました。

11月5日、ダイダンの森、森林保全活動が行われましたので、遠坂企画経済建設委員長と共に出席しました。

11月7日、人吉市において、11月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しました。

会議では、令和4年度球磨郡町村議会議員研修会について協議が行われ、令和5年2月に開催することに決定しました。

11月8日、東京都において、第66回町村議会議長全国大会が開催されましたので、出席しました。

また、併せて地元選出国議員への要望と意見交換も行いました。翌11月9日には耕作放棄地を活用した再生可能エネルギーの利用促進を行っている栃木県さくら市の視察研修を行いました。

11月17日、上球磨正副議長会主催による、椎葉村・西米良村議会との意見交換会が開催されましたので、金子副議長と共に参加しました。会議では、球磨郡公立多良木病院、上球磨消防組合の職員に出席いただき、現状などについて意見交換を行いました。

11月21日、本町において上球磨町村議会議員交流会が開催されましたので、全議員で参加いたしました。

11月26日、本町においてJR九州商事の森、森林保全活動が行われましたので、遠坂企画経済建設委員長と共に出席しました。

11月27日、人吉市において、熊本県議会議員、溝口幸治氏の熊本県議会議長就任祝賀会が開催されましたので、出席しました。

12月4日、八代市において球磨川橋梁着工式典が開催されましたので、出席しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらを御覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますので御覧ください。

湯前町監査委員から9月、10月、11月の例月現金出納検査結果報告書が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（西 靖邦君） おはようございます。令和4年第4回定例会が、11月25日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目について、報告します。

1点目、継続審査となっていた令和3年度決算認定について、人吉球磨広域行政一般会計の歳入歳出決算の認定を付託された令和3年度決算特別委員会より、審査結果の報告があり、認定することに決定しました。

2点目、一般職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告及び熊本県人事院勧告に準じ、期末勤勉手当の引き上げ、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる給料の改定等、条例の一部改正を原案のとおり可決しました。

3点目、令和3年度一般会計補正予算について、一般会計補正予算の歳出の主なものは、エネルギー価格高騰の影響による各施設の電気料の増額及び人事院勧告等に伴う人件費の補正が主なものです。歳入歳出それぞれ1,316万4,000円を追加し、令和4年度一般会計予算の総額は、18億8,686万4,000円となり、原案のとおり可決しました。

4点目、その他の項目について、翌年度当初から業務を行わなければならない、汚泥再生処理センター薬剤購入ほか6件については、債務負担行為を設定しました。

定例会終了後、全員協議会が開かれ、2件の報告がありました。

1つ目は、免田・水上斎場窓口において、火葬受付及び料金徴収業務を、令和5年4月1日から運用するとの業務内容報告がありました。

2つ目は、議員定数30人から23人に削減する方向とし、組合議員2人選出においては現状維持とし、組合議員3人以上の市町においては、削減後の議員数を人吉市は5人、錦町、多良木町及びあさぎり町各2人として、御検討いただくことを、本組合議会から、構成市町村議会にお願いするとの旨を、議会運営委員会より中間報告がありました。

令和4年第4回定例会（最終日）は、12月23日に開催され、一般質問と、熊本縣市町村総合組合規約の一部変更について、採決する予定です。

以上で人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○8番（金子光喜君） おはようございます。令和4年第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和4年第4回定例会は、12月2日金曜日に招集され、会期を1日として開催されました。諸般の報告、行政報告の後、一般質問があり、多良木町の久保田議員が登壇し、コロナ対応の現状と対策について、マイナンバー保険証について、医師の時間外勤務について、執行部の考えを質しました。

提出された議案は、議案第11号、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更。

議案第12号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事

業、及び総合健診センター事業の補正予算第4号。

議案第13号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算第1号の3件でした。

いずれも慎重に審議した結果、原案のとおり可決し、閉会いたしました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○5番（森山 宏君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和4年12月1日に、令和4年度第2回上球磨消防組合議会定例会が開催されたので、出席いたしました。会期は12月1日の1日限りでした。

日程第3、承認第1号、令和4年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第2回）の専決処分を、承認可決しました。

日程第4、認定第1号、令和3年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額6億4,454万円、歳出総額6億2,763万6,000円。歳入歳出差引額1,690万4,000円。実質収支額1,690万4,000円内、地方自治法第233の2の規定による基金繰入を845万2,000円とする令和3年度一般会計決算については、慎重審議のうえ全会一致で原案のとおり可決・認定しました。

日程第5、議案第9号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決しました。

議案第10号、上球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

議案第11号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についても、原案のとおり可決しました。

議案第12号、上球磨消防組合の特殊勤務手当に関する条例の全部改正については、慎重審議のうえ、原案のとおり可決しました。

議案第13号、令和4年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ889万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億4,260万1,000円とするものです。減額の主な要因は、条例改正による職員手当等の減額、また公用車寄贈による備品購入費の減額です。

一般質問、通告者のコロナ感染接触者該当による欠席により、会議規則第60条、第4項の規定により一般質問は終了となりました。

以上、令和4年第2回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） 第9回湯前町議会定例会にあたり、行政報告を行います。なお、主な行政報告とさせていただきます。

令和4年9月1日、球磨地域振興局におきまして、9月定例町村長会が開催されましたので出席しました。

2日、公立多良木病院におきまして、第3回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので出席しました。同日、熊本県庁におきまして、川辺川ダム建設促進協議会熊本県知事要望が開催されましたので、副町長を出席させました。

7日～16日にかけて第7回湯前町議会定例会が開催されましたので出席しました。定例会には、報告3件、議案12件、認定6件、同意2件を提出し全て可決いただいております。

8日、議会全員協議会の開催をお願いし、森林管理署国有地内地すべり箇所現地視察を行っていただきました。視察では林野庁九州森林管理局に同行いただきました。

14日、保健センターにおきまして、熊日金婚夫婦表彰状伝達式並びにダイヤモンド婚夫婦表彰式が開催されましたので出席しました。この度の金婚夫婦は4組、ダイヤモンド婚夫婦は6組でした。

9月16日、応接室におきまして、台風14号接近を受け、災害警戒に伴う課長会を開催し、対応を協議しました。同日、錦町役場におきまして、くま川鉄道（株）第125回取締役会が開催されましたので出席しました。

17日、「ゆのまえロゲイニング2022秋」が開催されましたので、閉会式に出席し歓迎の挨拶を行いました。このロゲイニングとは、ナビゲーションスポーツの一つで、地図をもとに時間内にチェックポイントを回り、得点を集めるスポーツです。県内外から39人の参加がありました。同日、応接室におきまして、午後1時30分、災害警戒に伴う課長会を開催しました。避難所（改善センター）開設の準備を行った後、午後4時に避難行動要支援者全員への電話連絡を開始し、午後5時に第一警戒体制に移行すると共に高齢者等避難を発令し、24時間体制で避難者の受け入れを開始しました。

18日、応接室におきまして、午前8時30分に第2警戒体制に移行し、災害警戒本部会議を開催しました。以降、対策部毎の作業を開始しました。午前9時に避難指示を発令、改善センターが定員を超えたため、午前11時45分、新たに小学校体育館を避難所として開設しました。改善センター53世帯75人、小学校体育館16世帯32人です。同日午後1時、この日2回目となる災害警戒本部会議を開催しました。

19日、応接室におきまして、午前6時30分に災害警戒本部会議を開催しました。その後、本格的な被害調査を開始すると共に、消防団に新たに組織された機動班とチェー

ンゾーの研修を受けた職員が出動し、B & G財団から寄贈いただいた重機等を活用して、通行不可能となっていた道路の倒木処理や土砂撤去などを行いました。午後1時、この日2回目となる災害警戒本部会議を開催し、被害状況の取りまとめを行いました。午後8時40分、警報解除をもって避難指示及び高齢者避難を解除しました。

21日、熊本県立劇場姜尚中館長が来町され、まんが美術館をはじめ町内各施設を視察いただき、地域活性化策活性化策等について助言をいただきました。

9月22日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和4年9月定例理事会が開催されましたので出席しました。会議では、令和5年度当初予算編成方針について協議を行いました。

24日、多良木町多目的研修センターにおきまして、奥球磨駅伝競走大会開会式が開催されましたので出席しました。出場チームは、大学・実業団の部12チーム、高校の部38チームとなりました。

25日、奥球磨駅伝競走大会が開催され、役員として移動監察車に乗車しました。なお、結果は以下のとおりです。

26日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。

- ①球磨川水系河川整備計画について（九州地方整備局・県土木部）
- ②台風14号に関する専決処分及び被害状況について
- ③総合防災訓練の実施について
- ④「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について（企画観光課）
- ⑤くま川鉄道沿線の除草作業についてでありました。

30日、アグリセンターにおきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席しました。

10月3日～4日にかけて、東京都におきまして、湯前町に進出を検討している企業を訪問しました。進出に前向きなお話を聞くことができ、今後の展開に期待が持てる訪問となりました。その後、地元選出国會議員を訪問し、台風14号の被害報告と本町が抱えている課題に関する要望を行いました。また、熊本県東京事務所も訪問し、企業誘致及び那須良輔作品の出前展示に関する支援のお願いと情報交換等を行いました。

7日、球磨地域振興局におきまして、10月定例町村長会議が開催されましたので出席しました。会議の主な内容は、広域社団法人熊本県トラック協会からの要望について、マイナンバーカード普及促進に向けた取り組みの提案について、球磨郡町村長研修について、管内主軸事業上京要望について等、協議を行いました。同日、人吉市役所におきまして、第3回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席しました。会議では、論点①復旧費用（イニシャル）、論点②復旧後の運行（ランニング）について、この2つをセットで慎重に検討していくことが確認されました。

14日、アクパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合10月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議の議題は次のとおりです。

- ・訓令の制定について
- ・職員採用試験第2次試験の面接官の次順位の面接官の変更について
- ・入札及び随意契約締結結果について
- ・令和4年11月定例理事会及び議会定例会の開催日について
- ・人吉球磨広域行政組合議会議員定数についてでありました。

17日、熊本市九州森林管理局におきまして、令和4年度国有林野等所在市町村長有志協議会が開催されましたので出席しました。この協議会は、地域社会と国有林野事業の連携の強化を図り、持って地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的に設立された協議会であります。会議の中で、私からは予防治山の必要性を要望しました。

18日、多良木町役場におきまして、上球磨4町村長と上球磨正副議長会との懇談会が開催されましたので出席しました。議題は、①公立多良木病院の現況について、②上球磨消防組合の現況について、の2点でありました。2つの組織の課題について意見交換を行いました。

19日、福岡県におきまして、本町との事業連携を検討しておられます企業を訪問し、今後の方向性について意見交換を行いました。

23日、くま川鉄道沿線におきまして、くま川鉄道除草作業が行われましたので出席しました。作業には、260人の町民の皆様方に参加いただきました。

24日、改善センターにおきまして、第31回那須良輔風刺漫画大賞記者発表を開催しました。令和4年度の応募総数は463点（一般部門181点・ジュニア部門282点）でありました。審査は、10月15日鎌倉市において、漫画家の前川しんすけ先生、二階堂正宏先生、カサマツヒロシ先生にお願いしました。なお、審査の結果は以下のとおりです。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。

- ①台風14号に伴う災害ごみの処理について
- ②下町橋補修工事について
- ③台風14号被害について
- ④台風14号被害について
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）について
- ⑥台風14号被害について
- ⑦町有財産売却処分について（下永野住宅の建物・土地）について説明を行っております。

26日、JTの森におきまして、JTの森森林保全活動が開催されましたので参加しました。今回は新型コロナウイルスの影響により、小さな森活動とし10人が参加し、保育間伐が行われました。同日、湯楽里におきまして、ゆのまえ温泉湯楽里(株)の第5回取締役会が開催されました第5回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、中間決算報告等が行われました。

28日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しました。会議では、令和4年第8回臨時会提出予定議案等について説明しました。同日、第8回湯前町議会湯前町議会臨時会が開催されましたので出席しました。

29日～30日にかけて、グリーンパレス芝生広場一帯におきまして、RVランドキャンプミーティング2日目が開催されましたので、出席しました。同日、町内一円におきまして、町総合防災訓練が開催されましたので出席しました。訓練には総員230名の参加がありました。

31日、海洋センターにおきまして、第70回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会結団式が開催されましたので出席しました。今回は、本町から3チームが出場予定しています。

11月4日、球磨地域振興局におきまして、11月定例町村長会議が開催されましたので出席しました。

5日、町有林内におきまして、第1回目となる「ダイダンの森」森林保全活動が開催されましたので出席しました。ダイダン様から17人の関係者が来町され、杉の苗を植林いただきました。なお、協定期間は令和4年度から令和8年度までの5年間、町有林10.61ヘクタールでさまざまに活動いただきます。

11月7日、東京都におきまして、九州国道協会 国土交通省意見交換会が開催されましたので出席しました。

8日、東京都ザ・キャピタル ホテル東急におきまして、九州地方国道整備促進総決起大会が開催されましたので出席しました。同日、管内主軸事業上京要望が開催されましたので出席しました。国土交通省、農林水産省、総務省、厚生労働省、文部科学省に対し要望活動を行いました。

9日、地元選出国會議員に要望会が開催されましたので出席しました。同日、砂防会館別館におきまして、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催されましたので出席しました。

10日、人吉市アクパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合11月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。同日、第1回人吉球磨定住自立人吉球磨定住自立圏推進協議会が開催されましたので出席しました。同日、くま川鉄道(株)第126回取締役会が開催されましたので出席しました。

11日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会が開催されました

ので出席しました。会議では、令和会議では、令和4年 第2回上球磨消防組合議会定例会付議事件について協議を行いました。

11月12日、グリーンパレス芝生広場におきまして、2022 バイクキャンプミーティング「球磨んモン」が開催されましたので、出席し地元歓迎挨拶を行いました。イベントには 約200人のバイカーが集結されました。

13日、まんが美術館一帯におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、3年ぶりとなるゆのまえ漫画フェスタを開催しました。規模縮小での開催、また明け方の雷雨で心配しましたが、会場には県内外から約3,000人の来場者があるなど、大盛況でありました。

14日、洋会議室におきまして、湯前町農業農村基盤整備事業推進委員会が開催されましたので出席し、委嘱状の交付を行いました。

15日、東京都砂防会館別館におきまして、全国治水砂防促進大会が開催されましたので出席しました。提言内容については以下のとおりでございます。同日、日本教育会館におきまして、(一社)全国過疎地域連盟の第54回総会が開催されましたので出席しました。内容については以下の通りとなっております。

16日、砂防会館別館におきまして、治水事業促進全国大会が開催されましたので出席しました。

17日、全国町村長大会が開催されましたので出席しました。同日、砂防会館別館におきまして、令和4年度災害復旧促進全国大会が開催されましたので出席しました。

18日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里(株)の主任者会議が開催されましたので出席しました。

21日、洋会議室におきまして、町総合防災訓練検証会が開催されましたので出席しました。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院開設者協議会が開催されましたので出席しました。会議では、令和4年第4回定例議会内容について、経営状況についてなどの協議を行いました。

22日、町長室におきまして、湯前町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書授与式が開催されましたので出席しました。

25日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会が開催されましたので出席しました。会議では令和4年第4回議会定例会提出予定議案について、説明がなされました。

25日、クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席しました。同日、人吉球磨広域行政組合令和4年11月理事会が開催されましたので出席しました。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会が開催されましたので出席しました。

26日、町有林内におきまして、JR九州商事の森 森林保全活動が開催されましたので出席しました。活動ではJR九州商事から関係者69名が来町され、杉の植林をしていただいております。

28日、応接室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。①中学校部活動の地域移行について、②社会体育施設整備事業について、③12月補正予算の主な概要について、④湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正する条例について、⑤地方公務員の定年の段階的引き上げに伴う条例等の一部改正について、⑥職員採用試験追加募集の計画について説明を行っております。

30日、洋会議室におきまして、農産物優良表彰が開催されましたので出席しました。同日、応接室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しました。会議では、第9回湯前町議会定例会提出予定議案等について説明を行いました。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで「行政報告」は終わりました。

ここで、一般質問の準備と休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時39分
再開 午前10時48分
-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会では4名の議員が通告されておりますが、本日は、椎葉議員、西議員、遠坂議員の3名を予定しております。タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。一つ、未利用の町有財産の利活用について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。未利用の町有財産の利活用について、一般質問を行います。本質問における未利用とは、有効活用ができていないという解釈で定義をさせていただきます。

まずはじめに、今回の一般質問は、長谷町政が果たすべき使命、未来を創造するまちづくりに関連するものです。人口減少の渦中において、魅力あるまちづくりは、町の最優先課題であり、この課題を先送りすることは、町の衰退にもつながります。未利用スペースの利活用は、人、物、金、サービスの町内循環をつくるための、新たな仕組みとなります。国の経済財政諮問会議の経済再生計画では、各地方公共団体が保有する財産の活用や処分に関する基本方針をそれぞれの自治体で検討することになっています。参

考までに、熊本県における有効活用ができていない土地や建物は、10月時点で61件あるようです。要旨の1から3では、これまで課題となっている未利用の町有財産について、改めて確認します。過去にも同僚議員や町民の皆さまから、さまざまに指摘を頂いている未利用スペースです。また要旨の4では、町有財産の利活用方針を確認します。

要旨の1、B&G体育館横の空きスペースの活用方法は、どのように考えているか、当時の財産名は弓道場予定地です。B&G体育館横の空きスペースは、将来の弓道場用地として平成8年度に先行取得した土地であり、土地開発基金およそ270万円で購入してから15年が経過しております。総合計画などには、いまだに盛り込まれていない状況です。そこで担当課にお尋ねします。現在の検討状況は、どのようになっていますでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） B&G体育館横の空きスペースの現在の検討状況という御質問でございますけども、B&G海洋センター、町民グラウンド等を所管します教育課より答弁させていただきます。議員御質疑のとおり、平成8年に、当時弓道場用地として購入されておりますが、その後さまざま事情があったと思っておりますが、弓道場建設に至っておりません。以降はさまざまな事業検討をしておりますが、候補としましては、武道場等を兼ねた体育館の増設、あるいは駐車場の整備、それから弓道場と併せまして、アーチェリー場としても一応検討の経緯があります。それからテニスコート、トレーニングルームの増設、さまざまな活用方法を検討してきましたが、現在のところ決定した活用方法はないところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） さまざまに検討はされてはいますが、なかなか決定には至っていないというところでございます。平成28年の6月質問におきまして、前町長は、公有財産で利用していない土地は、整理していく作業になると答弁されましたが、平成30年3月の継続質問においても方向性は示されませんでした。令和元年9月、長谷町長への質問では、もう少し時間を頂き検討したいと答弁されました。その1年後の継続質問では、スポーツ施設として活用したい、今後の計画の中で盛り込ませ後年度で事業をしたいと答弁されましたが、それでも方向性は示されていない状況です。そこで関連の担当課である教育課の教育長にお尋ねします。長きにわたり方向性が示されていない、決定していない理由をお示しいただきたいと思っております。

○教育長（中村富人君） 先ほど教育課長が答弁したとおり、用地取得以来、社会体育施設を中心にさまざまに検討がなされてきたと聞いております。その過程で活用の方向性が示されなかった。その理由については、大きな理由は、まず事業財源の問題があったというふうに聞いております。私が就任して以来、この検討については継続してまいりましたが、小中学校の屋根の改修、改善センターの空調の工事等々、重要な工事が続きました。さらには御存知のとおり豪雨災害の復興復旧という問題もございまして、現

在に至っているというようなことでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 財源のネックというのは分かるんですが、この活用方法、活用方針について検討し、こういう方向でいきたいというところは、やはり定めていかないと、なかなか検討が先に進まないのかなあというふうに思っております。そこは教育長であったり、町長の意思表示、方針に基づくものかなあと思っております。スポーツ交流施設の充実は地域住民の交流の場にとどまらず、より一層の体力増進や、スポーツ合宿などの展開も期待できます。そこで町長にお尋ねします。未来を創造した活用方法、これはどのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今御質問があっている内容の中で、私もこれまでこの件については答弁させていただいているところでございますけども、まちづくりに関しましては、その時代の変化、流れ、それから社会動向を的確に反映した計画によって行わなければならないというふうに思っております。そしてこれからの将来計画につきましては、現時点での私の創造ということで答えを申し上げるところでございますけども、この4年間働く世代を始め、各世代の住民のスポーツ離れが見て取られたということで、運動による健康寿命の延伸、または後期高齢者の体力アップ等を目的といたしまして、地域おこし起業人交流プログラム事業を活用して、民間企業とのシェアリングで、そのノウハウを知見を活かした健康支援、それから介護リハビリ支援等も実践させていただいております。健康のまちづくりを推進しているところでございます。この中でトレーニングルーム等が狭いというふうな御意見も伺っておりますし、それと過疎地であるがゆえ、これまでも、これからも、やはり積極的に関係人口、関係団体の交流、結びつきが重要と考えておまして、私としては、この点各振興策に直結、または連携できる重要な部分ということで積極的に現在交流等も行っておりまして、行動も起こしております。ですので、今御質問されております部分につきましては、スポーツ等を通じまして関係人口、関係団体の交流、結びつき、そしてこれまで御縁があった皆さま方のご協力を活かしまして、有効に活用できる複合施設というのも考えております。また施設機能と併せまして、地域の機能性も向上させ、避難所の機能や防災拠点としても、多くの方々に安全安心の一つとして考えて行けばというふうに現在としては思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今活用方法の一つとして、複合施設であったり、それが避難所として活用できないかというお考えを頂きました。その活用にあたりまして、課題を4点お示ししたいと思います。

課題の1は、広いトレーニングルームと大きな鏡の設置です。先ほど町長からもありましたトレーニングルームは、狭いということで、広いスペースと大きな鏡があれば、ランニングや筋トレだけではなく、ダンスや太極拳などでも正しいフォームのチェック

ができますし、いろいろな団体に利用ができます。

課題の2としては、以前町長が柔道場というキーワードを出されたんですが、この柔道場の畳敷をずっとやっておくのではなくて、この床を可動式、たためる柔道場にすることです。ほかの団体でも多目的に利用ができれば活用の幅がより広がります。

課題の3は、町民スポーツの歴史や文化の情報共有です。現在スポーツアーカイブの公表や閲覧ができておりませんので、これが何らかの形でできれば、町の教育あるいは企業連携が進むのではないのでしょうか。このアーカイブルームには、現在のトレーニングルームを利用する方法もあります。

課題の4は、公民連携によるスポーツ施設の運営です。今現在もルネサンス等もB&Gも協力しながら社会体育事業をやられているわけですが、この民間活力を活かすことで、今後も健康増進や施設の活用、雇用づくりが推進できます。また体育施設の指定管理も考えられるところです。

そこで町長にお尋ねします。町長が先ほど御答弁されました利活用方法を素案としまして、公民連携によるスポーツ交流施設の運営と充実に向けて検討を始める考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員のほうから4点でございますか、お話を伺ったところでございますけども、私としては先ほど教育長の答弁もございましたんですが、これまでに至った、いわゆる弓道場として用地が購入されまして、いろいろな中で変遷があって、現在に至っているわけですが、一番にごさました財源の問題がございますので、ここを現時点では実は、どのようにして財源を生み出そうかということで、今いろんなかたちで、あんまり詳しく申し上げると、なるもんですから、実は動いているところでございまして、そこらへんの目途がたった時点で、いろんなかたちでスキームあたりも計画させていただきながら、この有効活用をさらに積極的に行っていけばというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 財源、財源ということで言ってしまうと、検討が先に進みませんので、検討するのはお金はかかりません。人件費はかかりますが、お金はかかりませんので、ぜひ実現に向けた検討はしていただき、それができるかできないかも含めて考えていく必要があると思っています。従いましていつまでも課題としてずっと保留しておくのではなく、ある程度方針、活用方法をしっかりと定めていく必要があるのではないのでしょうか。町長ぜひ今後、この活用方法をしっかりと示していただき、それに向けて財源の確保等に取り組んでいただけないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今私答弁いたしましたんですが、財源の問題で実は動いているというお話をしておりますので、検討段階に私は入ったと、先ほどお答えしたかったんですけど、その検討という言葉が出なかったので、申し訳ありませんでしたけど、一応

そういうふうな形で何とか見出して、それを何とか実現の方向に行きたい、そのためにはやっぱり町民の皆さま方の健康づくりというのを、一番上に置いて、そして物事を動かしていきたいというふうに思っておりますので、動かしが始まったということで御理解いただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 私はやはり活用方法をしっかりと示し、ビジョンを示してから財源確保に向けてあたっていくというのが本筋ではないかと思っております。やはり財源があるかないかのところをいきますと、検討がどうしても後手に回ってしまいますので、ぜひこういうふうに活用したいということを、町長から強いメッセージを発信していただき、そして担当課のほうに動いてもらうという流れを作っていただきたいと思っております。

それでは、要旨の2、杵つき精米所スペースの活用方法は、どのように考えているかについて、お尋ねします。財産名は杵つき精米所用地です。杵つき精米所は平成24年4月にオープンしました。繰り返しの指摘になりますが、杵つき精米所の広い敷地は公社構想や直売所など、未来創造の答弁を受けまして、当時の議会が議決したものです。平成29年9月の質問で、前町長は今後、特徴のある、より付加価値の高い杵つき精米による差別化を図りながら、米の販売などに結びつけたいと答弁されております。この方向性は良かったと思えます。令和4年9月に公表されました総合計画まちづくりアンケートの結果から、私の心に刺さった町民の意見を紹介します。

精米所は議会でも賛成してテープカットし、せっかくすばらしい施設を作られたのに、どうして開業しないのか、赤字かもしれないが、農業の振興や、町民の生活に必要な精米所、一日も早く再開してほしい、宝の持ち腐れではないか、前町長の気持ちも考えて、長谷町長も自分の考えを通されますよう切にお願いする。というものでした。この杵つき精米所が3年半の間稼働ができていません。担当課にお尋ねします。この杵つき精米所の未稼働が湯前町農業に与えた影響をどのように考えておられるかについてお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 杵つき精米所につきましては、通常市販米と杵つき米の差別化を図り、また精麦機、製粉機等も整備し、農産物の販路拡大、農業所得の向上を目的に整備したものであるというふうに認識しております。

精米所におきましては、通常米と杵つき米の差別化を図り、付加価値を高め、本町の生産米の販路拡大、消費拡大等ができていない。また製粉等を活用した製品の開発販売を行うことでの農業振興を図ることもできていない。また精米所につきましては、倉庫も併設してあります。精米、製粉等の事業ばかりでなく、倉庫とも併せて活用する農産物の集出荷施設との活用もできる施設ということだと思いますが、これもできていないということで、以上の3点が未稼働による主な影響になると考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 今課長のほうから御答弁がありましたように、3点の御指摘の部分について、3年半活用ができていないということで、これはイコール湯前町農業の活性化が図れていないということだと思います。杵つき精米所は令和元年5月から閉鎖し、指定管理を募集しましたが、応募がありませんでした。令和2年3月の質疑において、長谷町長は、改めて指定管理で行かせていただきたいと答弁されました。しかしそれ以降も指定管理の応募はありませんでした。湯前町農産物加工施設に関する条例、第8条には、加工施設の管理を、指定管理者に行わせることができるとありますが、必ずしも指定管理である必要はありません。もしかしたらこの指定管理ではなく、貸し出しをすれば、どなたかが手を挙げていたのかもしれませんが、町長が指定管理にこだわる理由が何かあったのだと推察しております。そこで町長にお尋ねします。この指定管理にこだわる理由をお示しいただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 前回の時も私答弁させていただいておりますけども、条例改正を実は3月にさせていただきまして、その目的関係についても変えさせていただいたところでした。こだわるということではないわけですが、実は水面下で直営で、町のほうで予算を組んで、それでできないかということで、当たらせていただいたんですけど、なかなかそういう方が現れなかったというのが実情でございます。今後、そういうふうな意味合いもございましたので、改めて休止の状態が長く続いているということで、今後使用料の見直し、それから指定管理料も含めまして、その対応を決めながら私としては動かしていきたいというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） この指定管理がなかなか決まらなかった一つの要因としましては、先ほど町長からも御答弁ありました条例の部分がかったのかなと思っております。この条例の部分は、今年3月に一部改正しております、内容は町内農産物から、地域農産物への変更でした。この条例には、施設の使用料も含まれていますが、資材や資源が高騰する現状において、使用料は障害にならないでしょうか。改めて町長に伺います。この条例改正の必要性はどのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しましたように3月に条例改正をさせていただいております。設置目的が地域農産物等を活用した加工品の販売および特産品の開発の促進並びに都市住民との交流による湯前町農業の活性化を図ることとしております。ですので、私といたしましては、先ほど答弁しましたように、使用料の見直し、併せまして指定管理料も見ながら前向きに考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 令和3年度末には、農業公社が湯前町アグリセンター、以前の畜産センターに移転しましたので、令和4年度は杵つき精米所一帯が、完全に無人化状態となっています。町の総合計画や総合戦略に杵つき精米所に関する施策は、今のとこ

ろ示されておられません。チャレンジして失敗を恐れるよりも、何もしないことを恐れるという、本田宗一郎氏の言葉があります。時代の流れが早い中で、現状維持はリスクともなります。そこで町長にお尋ねします。未来を創造した杵つき精米所スペースの活用はどのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今後、私も前向きという言葉を使わせていただいているわけですが、町民の皆さま方から、冒頭椎葉議員がおっしゃったように、精米所を動かしてくれというお話も聞いております。その関係で私も動きの方向で、動き始めているということでございます。その中で、最後に言いました湯前町農業の活性化を図るということであれば、やはり湯前産のお米、または杵つき米、または、ぴかまるの有効活用、そしてそば粉などを利用したふるさと納税の返礼品、それから従来やっておりました湯楽里へのお米の提供、それからちょっと内部の話になるわけですが、精米所の東側部分の倉庫がございませぬ、これが内側の天井等が貼ってございませぬ。このために米の貯蔵ができないというふうな状態になってございませぬので、これを米倉庫として増改築といいますか、改築という言葉がいいかもしれませんが、エアコンあたりも設置したらどうかなあと思っております。また併せましてふるさと納税の返礼品となりますと、品質をやっぱり向上した中での提供をしなければいけないところがございませぬので、色選あたりなどの導入も考えたらどうかなあというふうにも思っております。また椎葉議員のほうから冒頭お話がございましたが、非常に、ここ国道 219 号沿いでございませぬ、交通量が多いわけですが、地理的にも有利でございませぬので、そういう意味合いで、何か物産的な意味合いと、言い方がちょっとおかしいかもしれませんが、そういうのも想像して、運営ができないかとかそんなことも今思っているところでございませぬ。

○4番（椎葉弘樹君） この杵つき精米所のスペースというのは、確かに町長が御指摘のように国道 219 号線沿いにありまして、湯前町グリーンパレスも近くにありませぬので、非常に市場性と公共性が高い場所と言えませぬ。従いまして、町長が先ほどエアコンの設置等もいろいろ考えているといったところも、あるいは借りてのニーズによっては必要になってくるのではないかと思っております。当時、この農産物加工施設の精米所におきましては、平成 29 年 6 月に米など貯蔵する保管冷蔵庫の建設が提案されていた経緯があったところですが、この方向性等が明確に示されていなかったために、それはちょっと廃案となってしまいました。やはり今町長が活用方法で示しましたとおり、その方向性を明確に示していただければ、そういうリノベーション的な予算等もつけやすくなるのかと思っておりますので、ぜひ町長、この件についてもある程度話が進んでいるのであれば、検討を進めていただきたいと思っております。そしてこのスペースを活用しまして、湯前町農業の活性化をさらに推進していただきたいと思っております。

次に、要旨の3、レールウイングに空きスペースの活用方法は、どのように考えているか。財産名は、多目的イベント広場です。レールウイングは平成2年4月21日に完成しましたが、それ以降、奥のスペースは活用に至っておらず、いまだに方向性が示されていないところです。令和元年6月の質問において、長谷町長は、レールウイング未使用部分を、老朽化などの再開発が必要、商工会などからも御意見を伺いながら駅周辺をさらに魅力アップしたい。と答弁されています。また今年9月の質疑において、担当課長からは、町長の命を受けて、町内の関係部署や地域おこし協力隊の方々から意見を頂きソフト事業を継続ということで答申をいったんされました。町長からは、もう少し踏み込んだ検討をということで、再度宿題を頂いている状況とのことでした。

そこで担当課に伺います。現在の検討状況はどのようになっていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 現在の検討状況でございますが、町長、副町長、それから財政課をはじめとします関係各課におきまして、利活用策につきましての具体的な検討を行っているところでございます。その内容がまとまりましたならば、議会の皆さまに御説明をさせていただきたいということで、考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 今もうすでに具体的な検討に入ったということで、そこは大いに期待をするところであるんですが、後ほどまた町長からもその活用方法については述べられると思います。総合計画まちづくりアンケートの結果から、町民の意見を3点御紹介させていただきます。

町民の声1、散歩ができる広場を駅近くに作り、みんなが歩いたり、おしゃべりしたりできるようにして、少しの雨くらいでは困らないような公園を作ってはどうか。

町民の声2、障害のある人が住みやすいまち、公共施設のバリアフリー化がなかなか進まない。

町民の声3、文化は心の栄養だが、文化に対する取組が決定的に不足している。文化ホールもないし、ライブハウスもない。これはおそらく発表する場がないということだと理解しています。

そういった内容がアンケートの中にはありました。雨でも活用できる施設。車椅子などを使用する障害者でも気軽に利用できる施設。文化交流ができる施設など町民からの御意見はぜひ参考にすべきだと思います。町長にお尋ねします。活用方法を聞く前に、現在のレールウイングの課題というのは、どのように認識されていますでしょうか。

○町長（長谷和人君） レールウイングの課題ということでございますけども、まず機能面から申し上げますと、先ほどの課長の答弁にダブルかもしれませんが、このレールウイングにつきましては、JR九州から第三セクター転換期1989年でございますけども、平成元年、その時に終着駅のシンボル、そしてこのレールウイングを利用した各種のイベントを行って活性化を図るということで、建設されたものでございます。実に33年が

経過しているということでございます。当時このレールウイングにつきましては、平成2年に熊本県の景観さわやかまちかど賞、そして平成5年には、木造施設普及コンクールにおきまして、林野庁長官賞を受賞しております。これらの受賞関係につきましては、地元産材、木材を使用して建設されたということで、33年の月日が経っているということで先ほど話があつておりますけれども、床材が経年劣化しております、早急な改築が必要になっているというのも以前から申し上げていたことでございます。それからこの施設の活用につきましてでございますけれども、近年までは、いちご祭り、ぶどう祭り、まんがフェスタのサブ会場、メイン会場、そしてマルシェ会場としても御活用をいただいているところでございます。非常に天候に左右されるといったような課題もあるところでございます。また現在指定管理をいただいております管理者によりまして、季節ごとに積極的にイベントを開催していただいておりますが、新型コロナウイルス感染症、そして令和2年7月豪雨災害によりまして、くま川鉄道の第4橋梁が被災いたしまして、昨年11月28日から部分開通はしておりますが、完全な状態に戻っていないというかたちになっております。令和7年度中には、くま川鉄道につきましても、全線開通の予定でございますので、これらの影響によりまして、大変大きく一つ賑わいの創出ができていないというのが課題ではなかろうかなあというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） アンケートからの課題であつたり、今町長からの御答弁であつた課題だつたり、そういった課題を解決しながら、今活用方法が具体的に検討がされていると思います。ただ現在の総合計画や総合戦略というのには、まだこの活用計画というのは、検討中だから載っていないということだと理解しております。

そこで町長にお尋ねします。この未来を創造した活用方法。今検討されている部分の中で公表できる部分について、お考えをお示しいただきたいと思ひます。

○町長（長谷和人君） 令和2年7月豪雨災害によりまして、くま川鉄道については被災いたしまして、全線開通までは至っていないわけですが、令和7年度中には全線開通の予定であるということで、かなり利用者の皆さま方にご迷惑をおかけしているということでございました。これについてはさきほど答弁したところでございますが、今一つ賑わいの創出ができていないというところでございます。このためこの町の魅力をやはり最大限に引き出すためには、終着駅効果として湯前駅舎を中心とする界限に、さまざまな地域資源がございますので、これを活用して、これまで以上に賑わいを復活させるとして、駅前再整備による賑わいのあるまちづくりとして、全天候型のレールウイングとしての改修、または、まんがアニメグッズの販売所、そしてまんが美術館の改修など、終着駅効果と地域資源を活用した施設を創造しているというところでございます。この改修につきましては、くま川鉄道または、被災した市町村の令和2年7月豪雨災害から

の復旧復興のシンボルとして、湯前町からその復興を印象づける元気印としても、しっかり情報発信をしていくということで、この施設が魅力を発揮できるよう、より効果がある事業を計画できればというふうに現時点では創造しているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今町長の活用方法についてお聞きしたんですが、これからさらに検討が進んでいき、具体案が示されることだと思います。その具体案の中で、私が感じるその他の課題としましては、やはり一過性のソフト事業だけでなく、誰もが日常的に利用できるスペースであること、これが大事だなというふうに思っております。また天候に関係なく物品売買や発表会、各種イベントが自由に行えるスペースというのが大事だと思っておりますので、そういったところも含みながら御検討を進めていただきたいと思っております。またこういう検討につきましては、9月の一般質問にもお示ししました、くま川鉄道復興に向けた各市町村からのアイデア募集にもつながってまいりますので、ぜひこの検討については、積極的に本町が進めて、他市町村の展開にも反映していければなあと思うところです。このくま川鉄道レールウイングのスペースにつきましては、市場性、公共性が非常に高い場所にありますので、このくま川鉄道を含めた人の交流をさらに推進していただきたいと思っております。

最後に1点だけですが、担当課で検討されまして、具体案がまとまったら議会へも報告されると思うんですが、それらの意見をやはり再度、関係の組織団体にも意見を伺ってブラッシュアップしていく必要があると思っておりますが、その検討のやり方というのは、町長はどのように考えておりますでしょうか。

○町長（長谷和人君） いろんな検討課題が入ってこようかと思っておりますので、今企画観光課のほうで組織しております若者会議あたりからも御意見を頂きながら、先ほど2つほど椎葉議員からも御意見がございましたので、そこらへんの内容も十分加味しながら、動かしていきたいと思っております。なおこのレールウイング関係につきましては、先ほど申し上げましたけども、やはり令和2年7月豪雨災害からの復旧復興のシンボルとして、やはり湯前町がその終着駅効果として、復興を印象づける元気印ということで、私としても一番大事な部分の一つだろうと思っておりますので、この件についてもしっかりと、熊本県あたりとも連携をさせていただきながら、ものを動かしていきたいと、かように思っているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 最後に要旨の4、未利用財産の利活用方針を策定し公表する考えはないかについてです。本町では、人口減少や少子高齢化が抱えるさまざまな問題に直面しています。これらを解決する一つの方策として、未利用財産の活用や売却、新たな財源の創出など、徹底した歳入確保に努め、既存事業の見直しや公共施設の再配置などの推進により、歳出の削減を図ることが必要です。まず担当課にお尋ねします。未利

用財産の現状については、本町においてはどうなっていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 基本的には自治体では、目的のない財産の取得は行わないことになっています。当然取得するには、それなりの経費もかかるわけですので、議員の皆さまに、条件によっては取得の議決、または予算の議決もお願いしなければなりませんので、新たな無用な取得はないところでございます。本町の建物台帳、土地台帳には、数多くの物件がございまして、書類上で確認させていただきましたが、未活用財産というのは意外と少ないところでございました。強いて言えば、この度の議員御指摘の箇所という認識でございます。ただし完全に把握ができているかという点、まだ先ほど議員おっしゃいましたように、それが有効に活用されているかどうかの確認まではできておりませんので、今後、そのへんも含めまして調査をして参りたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 私も調査状況を聞きまして、意外と少ないんだなあというふうに感じたところですが、今後も住宅の解体等、そして町民の方々からの譲渡等があった場合に、その土地が出てまいりますので、そういったところの活用方針というのは、今後定めていく必要があるのではないかと思っております。第6次湯前町総合計画、土地利用計画の基本方針に、町民の理解を得ながら、現在所有している未利用財産の計画的な利活用を図り、地域の活性化に結びつけます。とありますが、現状は施策が総合計画の中に示されておられません。また第7期湯前町行財政改革計画及び湯前町公共施設等総合管理計画も同様に施策がないところです。そこで担当課にお尋ねします。未利用財産の計画的な利活用というのは、現在はできているのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 計画的な利活用ということでございますが、行政によります未活用財産の活用というのは、大きく2つの視点があると思います。

第1は、施設の目的、または椎葉議員おっしゃいますとおり、町の課題の解決に向けた活用というところでございます。

2つ目は、そのような課題がない場合には、また町としても今後活用の予定がないということにつきましては、払い下げ、売却をするということでございます。

当然議員おっしゃいますとおり、未活用のまま長期に放置するのを良し、とは考えておりませんので、未利用財産を活用して町の課題解決に向けて検討していかなければならないと考えております。具体的な例を申し上げますと、本町でも無計画のままやっているわけではございませんで、住民の方から寄贈を受けました土地を活用いたしまして、独身向け住宅、またその独身向け住宅から結婚してあがられた場合に、引き続き国鉄の跡地を利用した若者世帯向け住宅など、全体的な計画として明文化はしてありませんが、総合計画、総合戦略に沿いました内容で事業を行っておるところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 計画性を見える化できていない部分については、もう御指摘の

とおりで、それが現に総合計画であったり、公共施設等総合管理計画、行財政改革計画にも影響しているのかなあと考えております。よってやはり今後、見える化というのは、これから長い行財政運営をする中でも必要になってくるのではないかと考えております。熊本県のホームページには、すでに保有する財源の活用や処分に関する基本方針を示した6市3町の計画が示されているところです。本町の公共施設等総合管理計画の中には、利用している建物の基本方針は示されておりますが、利用していない土地や建物については、まだ基本方針が示されていないところです。

最後に町長にお尋ねします。未利用財産の利活用方針の策定と公表を今後行う考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） この未利用財産とは、行政目的がなくなり、将来的な利活用が定められていない財産のことをいっているものと思っております。ちょっと前に戻るかもしれませんが、その背景は市町村合併等によりまして、議員御指摘がっております行財政改革の一環として、行革プランの中で、維持管理経費の削減や財源確保をするために売却等によって処分するというところで、もろもろの内容の中で、策定がなされているものというふうに思っているところがございます。先ほど総務課長が答弁しておりますけれども、本町の未利用財産、先ほど椎葉議員から質問がっておりますけれども、非常に少ないわけございまして、方針については定めておりますが、明文化についてはしていないということございまして、今後そういうふうな未利用財産等が発生した際については、ひとつずつ潰していくという状況があるというところがございます。現在この方針を策定している自治体のほとんどが、合併などの影響によりまして、未利用施設が非常に多い自治体で策定されているのではないかとこのように想像しております。まず、この未利用財産の活用方針の明文化につきましては、担当課におきまして、研究をさせていきたいというふうな考えを持っているところがございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） よその活用方針をみてみましたところ、そんなにボリュームがあるものでもなく、例えば市場性が高いか低いか、公共性が高いか低いかによって、この施設はどのような対応をしていくのかといったところが、明確にされているものですので、そんなにボリュームがあるわけではございません。ぜひ、今町長が答弁されたように、担当課のほうで調査研究されまして、もし可能であれば、現在の公共施設等総合管理計画の中に、盛り込んでもいいのかなあというふうには思っておりますので、そこは前向きに御検討いただければと思います。

結びになりますが、未利用の公有財産の利活用は、まちづくりにおきましても、行財政運営におきましても、喫緊の課題であると認識しております。要旨の1から3で取り上げました町有財産は、これまで課題が先送りされており、もっとスピード感をもった対応が必要と感じています。慎重に取り組みたいという町長のお考えも十分分かるのです

が、時代の流れに対して、立ち止まっている時間が、少し長すぎるような感じも見受けられます。できるだけ早く未利用財産の利活用方針を示していただきまして、それぞれの施設を、しっかりと活用方法を示していただきまして、まちづくりと行財政改革をさらに推進していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、未利用の町有財産の利活用について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○3番（遠坂道太） 3番目のルールウイングのスペースの活用なんですけども、先ほど町長が、くま川鉄道の全線開通が令和7年度と言われました。そして終着駅を課題とした取組についても御説明があったわけなんですけど、これ工事の計画をいつまでにやると考えておられるのか、それをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今御質問頂いている部分でございますけども、私の気持ちでございますので、あれでございますが、新町長も今度は変わられる可能性も高うございますので、私の気持ちだけということと考えていただきたいんですけど、先ほどから言いますように、くま川鉄道につきましては、令和7年度中に全線開通ということでございますので、何とかそれに間に合わせるような考え方ができないかと、そんなことも思っております。ただ問題は、先ほどのB&Gの裏の話とも一緒でございますので、財源をどうするのかというのが一番でございますので、そこは先ほど答弁しましたけども、熊本県あたりのお力を頂きながら財源を見つけて動くことができないかと、その代わり、前段でやっぱり準備も必要でございますので、それらに関する予算あたりも、早めに措置ができればお願いできないかというふうな、今のところは思っているところでございます。私の気持ちということで答弁させていただきたいと思っております。

○3番（遠坂道太） 今町長のお気持ちということでお伺いしましたけども、私としてもやはりこうひとつの目玉ということになりますと、全線開通前にでき上がることが、一つではないかと思えます。その方向で財源を、やはり県あたりに探りをしながら、取り組んでいただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、未利用の町有財産の利活用についての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、一つ、「健康増進」のまちづくりについて、西議員の質問を許します。

○2番（西 靖邦君） ただいま議長の御指名をいただきました議席番号2番、西靖邦でございます。本日は、通告書に従い、質問させていただきます。

質問事項、「健康増進」のまちづくりについての要旨1、楽しみながら継続的な健康づくりを支援するための「健康マイレージ制度」を導入する考えはないか。

健康で長生きしたい、これは誰もが願うことです。健康で生き生きと暮らせる期間である健康寿命を延ばしていくことが大切だという視点から、昨今健康寿命が注目されています。本町も現在、健康づくり事業を推進し、町民の健康づくりを後押ししています。その中で、特に無関心層へPRすること、そして継続的に健康づくりに取り組んでもらうことは大きな課題です。普段忙しくて、自分の体を気遣えない方、健康に関心がない方などは、潜在的リスクが高く、病気の早期発見が遅れがちです。積極的な参加を誘導し、無関心層に生活習慣の改善を促すことができる、生活改善を促す仕掛けの一つとして、「健康マイレージ制度」や「健康ポイント制度」は有効であると考えます。

「健康マイレージ制度」とは、健康イベントに参加したり、通信機能付き活動量計又はスマートフォンアプリを利用して、毎日の計測した歩数や各種健康診断の受診に応じてポイントを受け取り、一定のポイントがたまると、地元商店の割引券や自治体が用意したプレゼントと交換できる制度です。日頃のちょっとした運動で景品がもらえるため、運動を始めるきっかけになったり、こういったインセンティブがあれば楽しみながら健康増進に取り組むことが可能となります。

「健康マイレージ制度」は、国が取り組んでいる「スマートウェルネスシティ」プロジェクトの一環として、全国の様々な自治体で取組が始まっています。これは、国交省の報道発表資料によれば、歩行による健康増進効果について、既往の研究・報告等を基に、1日1歩当たりの医療費抑制効果が0.065円から0.072円となり、これは今より1,500歩多く歩くことで、1人当たり年間約3万5,000円の医療費抑制効果が見込まれるとされています。この事業は町民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策です。日頃の健康づくりへの取組をポイント化することにより、更なる健康意識を深め、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みであるため、「健康マイレージ制度」を導入し、普及及び啓発することが、町民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取組の強化を図るものと考えます。本町においても高齢化に伴い、医療費の高騰は避けられない課題ですが、楽しみながら町民が気軽に参加できる仕組みを作ることで、町民の健康づくりを後押しし、長期的な視点から医療費の削減と、またポイントを地域経済に還元できれば、地域活性化にもつながると考えられます。「健康マイレージ制度」の導入を提案したいと考えますが、執行部のご見解を伺います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 「健康マイレージ制度」の導入ということでございますが、議員が言われますように、「健康マイレージ制度」とか「健康ポイント制度」につきましても、健康づくりの意識づけにつながる取組であると思います。この制度につきましても、スマートフォンの専用アプリを使った運用ですとか、あとポイントカードによってスタンプを押す方法など、いろいろなやり方がございます。また、ポイントの対象項目ですとか特典の内容、それから導入した場合の運用体制など、そういうことでは多くの検討課題・問題もあります。

担当課としましては、まずは他の自治体での取組を調べさせていただきたいと存じます。ちなみに、人吉球磨で調べましたところでは、5市町村がポイントカードを利用した健康ポイント事業を実施されているようです。ポイントの対象項目としましては、健診受診、健康イベント参加、献血、介護予防教室の手伝いなどということで、この中では歩数によるポイントというのはないような状況でございました。

○2番（西 靖邦君） 先ほど、多くの課題があるとか歩行についてのポイント制度がないとか言われていましたけども、歩行によるポイント、健診によるポイント、その辺は課題が多くあると思いますけども、事業について進めていただきたいなと私は思います。せっかく町内でウォーキングしておられる方がたくさんおられますので、ポイントでもいろんな考え方がありますが、たまたポイントに毎日ではなくて毎月一回抽選を行うとか、いろんな方法が考えられます。毎月一回、500ポイントたまったら一回町で抽選をします。それに応じて景品を与えるとか、いろんな方法があると思います。だから、もう少し掘り下げて、多くの課題があると思いますけども、検討していただけたらなと思います。

国におきましても、予防・健康づくり事業の柱の一つといたしまして、健康づくりに取り組む個人に対し、各保険者がヘルスケアポイントを付与することができるよう、健康保険法などの法律の整備がなされております。このことから、国民健康保険の保険者である全市町村で健康マイレージの取組を活用した住民の健康づくりが更に進められていくものと思われまます。「健康マイレージ制度」を導入している市町村では、ポイントの貯め方やポイントと交換できる商品や特典などは、地域ごとに特色があり、町民の健康づくりが地域に還元されるよう工夫を凝らしています。

湯前版「健康マイレージ制度」の導入により、本町においての健康寿命、男性 67.0 歳・女性 72.4 歳（令和 2 年度）の実績値を延ばしていくことも十分可能であり、健康診断の受診率向上にもつながる事業と考えますが、執行部のご見解を伺います。

○町長（長谷和人君） 今回御質問いただいております「健康マイレージ制度」でございますけども、いろんな制度がございます。健康寿命の延伸と健診受診率の向上につきましても、健康増進計画の中において様々な取組がなされておまして、目標達成のた

めに実はいろんな仕掛けも行いながら、今来ているところでございます。「健康マイレージ制度」につきましても、大変健康づくりの一助になるというふうに私も思っております。先ほど課長も答弁しておりますが、担当しております課、それから関係各課におきまして、今回御質問いただいている分につきまして、掘り下げてという言葉がございましたのですが、掘り下げて検討させていただければというふうに思っております。

○2番（西 靖邦君） ただいま町長より、掘り下げてということで御答弁をお受けしました。

医療費削減が政府・地域の共通課題となっておりますのですけども、国民の健康寿命をいかに延ばすか、町民を無理なく健康づくりに誘導するかが、重要なテーマとなっていると思います。健康寿命を延ばすために、やはりいろんな、ポイント制度でも良いですけども、情報発信をしていただいて、健康寿命を延ばすような掘り下げた施策をお願いしたいと思います。

町民に健康的な体もうれしい特典もゲットできる「健康マイレージ制度」を進めていただくことを要望いたしまして、要旨1を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時57分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第5、一般質問、「健康増進」のまちづくりについて、西議員の質問の途中です。発言を許します。

○2番（西 靖邦君） 続きまして、要旨2に移らせていただきます。

要旨2、「歩きたくなる」まちづくりに向けて、町民が歩きたくなる仕掛けや仕組みづくりを構築する考えはないか。

現在、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、街中ににぎわいを創出することが、多くの都市に共通して求められています。このため、国交省では「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）（令和2年9月7日施行）」により、市町村が街中における交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組を、まちづくり計画に位置付けることができるようになりました。国交省では、こうした地域の取組に対して、法律・予算・税制のパッケージによる支援を行うことで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進しています。

本町においても昨今、ウォーキングをしている方がよく目につきます。歩くことによ

って得られる効果・効用は、健康づくり、精神面の安定・脳の活性化、地域づくり・まちの活性化、環境の保全など多様です。とりわけ健康面では、生活習慣病等の予防になり、それに伴い医療費の抑制につながるとされています。「歩きたくなる」環境を整備することで、歩く人を増やし、日常生活にもっと「歩く」ことを町全域に根付かせ、「歩く」ことをテーマとしたまちづくりを進めていくことにより、健康増進の底上げにもつながっていくのではないのでしょうか。

国の施策・医療費の抑制・健康増進について、執行部のご見解を伺います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 歩くことによる健康づくりということでございます。健康増進計画を策定しております。その中における基本目標を、健康寿命の延伸としております。これが、健康づくりの最大の目的だと思います。

健康増進計画の中におきましては、領域に応じた健康づくりとしまして「栄養と食生活」「身体活動と運動」「休養とこころの健康」「たばことアルコール」「歯と口腔の健康」「生活習慣病対策の推進」の6項目が、領域としての健康づくり。次に、ライフステージに応じた健康づくりとしまして「子どもたち次世代の健康」「働く世代の健康」「高齢者の健康」の3項目がございます。各領域6項目とライフステージに応じた3項目の組合せによりまして、健康づくりの取組をするということを掲げてございます。

議員が言われる「歩く」ことによる健康づくりですが、担当課としましては「歩く」こと、運動量を増やすことも含めました様々な取組によりまして、医療費の抑制と健康増進を図ることができると考えております。

○2番（西 靖邦君） 医療費の抑制とか健康増進についての答弁をいただきましたけれども、これはいろいろなイベントとか、町民の方に発信はされているのですかね。健康増進とか医療費の抑制とか、その辺はどうなのですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど申しました領域による6つの項目、それとライフステージによる3つの項目、これは周知といいますと、各年代の幼児健診ですとか高齢者の健診ですとか各運動教室とか、まとめてではなくて個別にその都度、旬報ですとか案内通知を出したりとか、そういうことで周知をしているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 個別に通知を出していらっしゃるということなのですが、一つは、健康増進に対しての年間スケジュールみたいなものを作られて、旬報とかで1年に1回そういうのを配布しても良いのではないかと思うのですが。何月何日はこれがありますよ、健康診断がありますよとか、そういう年間スケジュールを作成されるという考えはないですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今申された年間スケジュールですが、今保健福祉課で作っておりますのが、主に乳幼児と小学生・中学生あたりまでの定期の予防接種とか、そういう日程は作ってございます。なかなか年度が始まりまして事業が始まってスケジ

ルールが決まるというものもあるのですが、大まかな年間スケジュールをちょっと作ってみたいと思います。

○2番（西 靖邦君） 先ほど答弁がありましたように、年間スケジュールを一回作っていただきたいと思います。

次に、本町は歩道等が十分に整備されておらず、歩行者・自転車・車のほとんどが道路に混在しており、歩きやすい環境が十分とは言えません。環境等の整備についてですが、例えば次のような5事業が考えられます。

①歩きやすい歩道の整備、また緑・パブリックアートの配置、高齢者の休憩場所として利用できるよう、歩道に腰かけ防護柵などを設置するなど、歩道上の休憩場所設置。
②夜になるとウォーキング中もかなり暗くて、不安を解消するために、簡易的に足元を照らすぐらいでも良い外灯の設置。
③魅力あるウォーキングコースを設定し、路面上に目的地や距離、消費カロリーなどを表示して、楽しみながら健康づくりができる整備。
④歩ききっかけづくりのため、歩数や距離をポイントとして蓄積し、住民に還元する仕組みづくり。
⑤全世代・全員が参加しやすい「歩く」をテーマにしたイベントやウォーキング講習会の開催。また、町公式オリジナルアプリ等を活用し、きっかけづくりの拡散を図るとともに、「歩く」に関するあらゆる情報を発信する取組。以上、事業例として述べさせていただきました。

今後「歩きたくなる」まちづくりにおいて、年齢・性別を問わず、全ての住民が「歩く」ことが、健康的なライフスタイルにつながり、「歩く」ことを通して人との出会いを生み、会話を楽しむことができる仕掛けや仕組みづくりを構築していく考えはないでしょうか。執行部のご見解を伺います。

○建設水道課長（中園誠二君） いろんな提案をいただきましたが、まず一つ目として、歩きやすい歩道の整備、緑・パブリックアートの配置、高齢者の歩道上の休憩場所設置ということでございますが、まず町道における歩道整備につきましては計画的に進めております。近年では、町道学校線、町道役場線、一番最近では町道上里古城線の歩道整備が済んでおります。

次に、緑化につきましては、町道改良の際、町道東方線などに街路樹を設置しておりますが、その街路樹の枝が車道・歩道に張り出したり、折れたりして、通行に支障を来すなどの問題が発生しております。今後計画がある場合は、樹木のせんていなどに注意し、また維持管理に手間がかからないような方策を検討し、進めたいと思っていますところです。

最後に、高齢者の休憩場所設置及びパブリックアートという御提案ですが、歩道前に椅子やアートのものを設置するのは、安全面から多少無理があると思われます。ただし、歩道に隣接した残地などがあれば、利用ができると思われます。なかなか難しいか

と思われませんが、今後は十分注意していきたいと思っております。

○総務課長（西村洋一君） 私のほうからは、2つ目の御提案の外灯について御答弁したいと思います。町で管理しております明かり、照明ですが、その目的で呼び方が異なりまして、それについて前段でお話しさせていただきたいと思っております。

町が管理しております照明は、市街地一帯に整備しております街路灯、街路樹とかの街路の明かりです。これは交通量の多い市街地や幹線道路の交差点など、道路上の通行者や障害物の有無などが確認できるように設置しているものでございます。

次に、市街地以外に設置しております防犯灯といいます。これは夜間における住民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るために設置しているものでございます。

最後に、町で言えば公共施設、個人の方であればご自宅の敷地とか、そういった所を照らす明かりが外灯という区別をしております。

ウォーキング用に防犯灯を増やすということになりますと、相当な金額もかかります。また、電気料とかのランニングコストもかかりますので、本町といたしましては、もう既にウォーキングロードも整備しておりますので、ほかの町よりも先んじてそのような施設も作っておりますので、まずはそちらの御利用をお願いしたいと考えております。

私も総務課のほうでは、防犯に関しますところと、あと財政のほうも担っております。毎年相当な数の防犯灯の設置も増やしておりますので、そろそろ限界にきておりまして、これ以上増やしていきますと、そのランニングでほかの事業をやめなければならないということになります。これは否定しているというわけではございませんで、優先順位につきましては、議会の皆様ともまた協議させていただきたいと考えております。

○教育課長（浅田 徹君） 教育課でございます。西議員のほうから、5つの事業例ということで御提案等いただいたところでございますけれども、教育課所管の事業の振り返りと今後の方針とか、そういったことをちょっとお話しさせていただきます。

これまでの取組としまして、まず町民グラウンドにウォーキングロードを、こちら平成23年度に設置しております。延長が550メートルとなっております。ウォーキングロードを整備しました翌年度には、熊本大学とか専門家を交えたウォーキングの講習会、そういったイベントも開催しておりますけれども、ちょっと近年はそういった関連のイベントはやっていないところでございます。

また、平成23年度は、湯前駅とまんが美術館を結びます町道駅前線と申しますが、そちらのほうに風刺漫画大賞のモニュメントを設置しておりますので、駅からまんが美術館を結ぶルート案内みたいな意味もあったかと思っておりますけれども、「歩く」を楽しんでいただくという意図もあったかと思っております。近年は、地域おこし協力隊が桜の時期とかにライトアップとかをされておりました、夜でも歩く方がたくさん見られておると受け止めております。

それから、平成 27 年度ですけれども、ノルディックウォーキングというものを推奨しまして、これはスキーの杖みたいな道具ですけれども、今も B & G 海洋センターのほうに 15 セットほどありまして、町民の方いつでも貸出しできると、そういったことをやっております。

それから、平成 28 年度ですけれども、B & G 財団の助成を受けまして、町内の公共施設等を目印としましたウォーキングコースを 3 ルート設定しております。こちらにつきましては、コースの延長、歩数、それから消費カロリー、そういったものを看板に記しております、湯前まんが美術館、それから湯前町役場、それから B & G 海洋センターの 3 か所に設置しております。こちらにつきましても、設置年度にはイベント等をしまして普及を図ったところがございますけれども、その後イベント等はしておりませんので、今後そういった取組をしていきたいというふうに考えております。

教育課としましては、保健福祉課と連携しながら、既存施設の PR、それからウォーキングイベント、そういったものを開催しまして、「歩く」きっかけづくり、こういったものも推進を図りたいというふうに考えております。以上です。

○保健福祉課長（高木堅介君） 事業例の 4 つ目の歩くきっかけづくりのための歩数や距離をポイントとして蓄積して、住民に還元する仕組みづくりについてでございますが、これは先ほどの要旨 1 の「健康マイレージ制度」の導入でも答弁しましたとおり、実施に当たりましてはいろいろな方法がありますので、まずいろいろな取組事例を調査・研究したいと考えております。

○企画観光課長（本山りか君） 企画観光課からは、最後に御提案いただきました全世代・全員が参加しやすい「歩く」をテーマにしたイベントですとかウォーキング講習会の開催、また町公式オリジナルアプリ等を活用しましたきっかけづくりの拡散を図るとともに「歩く」に関するあらゆる情報を発信する取組、このことについて御答弁をさせていただければと思います。

見解としましては、各種観光団体様又は町の主催によりまして、町内観光施設等を巡るまち歩きイベント等を例年開催しているところがございます。これらは、観光振興策として実施をしておりますため、対象者の方々は町外の方をターゲットとしているものがほとんどでございます。そのため、健康増進だけが目的のイベントではございませんが、ただしこれらのイベントに町民の方々の御参画も促していきますれば、健康増進へのきっかけづくりにつなげることはできるものとは考えております。今後は、そういったイベントへの町民の方々の御案内、お呼びかけを行っていきたくと考えております。また、専用のアプリの開発とか活用につきましては、費用も多額にかかることも予想されますため、このことにつきましては費用対効果を確認しながら、検討をしていきたいと思っております。

先ほどの「歩く」ことに関しますイベント情報ですとか、そういった情報発信につきましては、基本的には町ホームページ又は旬報・広報などを活用しまして、積極的な呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○2番（西 靖邦君） 先ほどの事業例⑤に対して、いろいろな課の方から御答弁いただきました。

それで、ウォーキングロードを設置されているという話なのですが、私はどこに設置されているかよく分からないのですが、その辺は町民の方には周知されているのですかね。

また、ウォーキングロードに関しては、そういう情報というのは旬報か何かに流されているわけですか。

○教育課長（浅田 徹君） まず、ウォーキングロードでございますけれども、町民グラウンドの外周ですね、こちらのほうに設置しております、整備当時は非常に話題を呼んだ施設だったかと思っておりますけれども、それ以降ホームページ等でのPR、こういったものがちょっと不足していたなというふうに感じています。

それから、湯前カロリーマップというコース設定しました案内板につきましては、こちらも整備した年はPRしたのですが、それ以降の継続的なPRがちょっと足りていないというふうに考えておりますので、今後改善していきたいというふうに考えております。以上です。

○2番（西 靖邦君） 先ほど総務課長よりいろいろと外灯のことがありましたけど、ウォーキングロードですね、要は外灯ではなくて埋没式の照明がありますよね。埋没式の太陽光を使った照明があるのですが、そういうのも一度考えていただいたらコスト面でも下がると思うのですが、外灯自体を設置しようと思ったら、いろいろ予算がかかりますけれども、太陽光を使った埋没式の照明ですね、その辺も一度考えていただいたらなというふうには思っておりますけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（中園誠二君） 埋没式といいますか、埋め込み式の照明につきましては、駅前に県が設置した事例がございます。今後、まだ町道等の改修の計画がございますので、必要に応じて考慮していきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 埋没式のものを考慮するという事ですので、またよろしくお願ひしておきます。

歩きたくなる仕掛けや仕組みづくりの環境を整備することにより、歩く人を増やし、「歩く」ことにより、住民の皆様の生涯にわたる心身の健康づくりと、病気・介護の予防につなげていただきたいと思います。仕掛けや仕組みづくりを一つでも検討していただき、「歩く」を通したまちづくりを進め、「自然に賑わいと活力があふれるまち」となることを5年後・10年後の目指すべき姿として、長期的に進めていく考えはな

いでしょうか。町長のご見解を伺います。

○町長（長谷和人君） ささえ愛で心温まる福祉づくりとして、高齢者の介護予防又は町民の皆様方の健康づくりを推進し、お互いに支え合える地域社会を実現するというこ
とで、これまでに担当課におきまして、正しい知識の普及に向けた広報・啓発活動の推
進、それから保健指導の充実による個別的支援、また積極的な参加型の健康づくり事業
の提供等も行ってきたところでございます。

今回御提案いただいております「健康マイレージ制度」につきましては、先ほど課長
から答弁がっておりますけれども、町の健康づくりを促進する仕組みの一つといたしま
しては、日々の運動や食事などの生活改善や健康診断の受診、それから健康講座やスポ
ーツ教室、ボランティアなどの社会参加なども含めましたところでの、町で決定した健
康づくりメニューというふうなこともあるようでございまして、そこから町から特典を
受けられるというふうな制度のようでございます。特典につきましては、町がまちづく
りを行った住民に対して発行するカードに対しまして、ポイントを貯めて楽しみながら
健康づくりをするというふう位置付けられております。

今回、西議員からは「歩く」ことでの健康づくりについてという御質問でございま
すが、「歩く」ことも含めまして、私先ほどから答弁しておりますように、町民の健康づ
くりを後押しする健康増進施策の推進といたしましては、本町の健康増進計画と相まっ
て、先ほど答弁しましたように、今後担当課・担当する係におきまして他の自治体の事
例を調査させていただきたいというふうに思っております。なお、制度の設計に当たり
ましては、ポイントのつけ方につきましても、アナログ型・デジタル型などのポイント
制度もでございます。併せまして、ポイントの対象項目や特典の内容、導入した場合の運
用体制など、大変諸課題がたくさんあるというふうに思ったところでございます。

以上のようなことも含めまして、他の自治体あたりのことを参考にしてちょっと調査
をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○2番（西 靖邦君） よく調査をしていただいて、検討していただいて、実現に向か
っていただきたいなどは思っております。

多角的な視点から「歩く」ための環境整備を図り、「歩きたくなる」まちづくりを目指
していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、「健康増進」のまちづくりについて、西議員の質問が終
わりました。

これより、関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 関連質問をさせていただきます。先ほど、歩道の環境整備の中
で、樹木等のことを言われたと思いますけれども、歩道に設置して良い所と、設置する
と車の出入りの障害になる所もあると思いますが、その辺については今後どのように考

えておられるか、その辺について担当課長からお聞きしたいと思います。

○建設水道課長（中園誠二君） 先ほどお答えしました町道東方線などの街路樹ですけど、当然そういう計画の下で設置されたものと思います。先ほど答弁しましたとおり、今後も歩道設置につきましては計画を進めていく予定でございます。その中で、街路樹が必要な所、必要でない所、あと先ほど言いましたように、樹木の剪定など、場所についても十分注意しながら、計画が出た場合には進めていきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今後検討していただくということでございますが、一つは、私がここで今質問したのは町民からの意見もございましたので、その辺をお伝えしながら、今後場所等を見ながら設置し、障害になる所は外していただくという方向で検討していただければと思います。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の2の町長の答弁の中に、他町村の調査を踏まえて判断したいということだったのですが、現時点での町長のお考えとしては、歩きたくなるまちづくりは前向きに進めていきたいのか、それともほかの町村がやっていたらやろうかなという考えなのか、いずれなのかをお聞きします。

○町長（長谷和人君） 今回御提案いただいている健康づくり関係の「マイレージ制度」でございますけども、私としても調べましたところ、それなりに結果あたりが出ている町村もございますし、それから先ほど言いましたように、取り組むに当たりましては運用体制等も必要になってまいります。ただ単にアナログ式の紙でやっている町村もあるようでございますので、こちら辺も十分調査して、効果が出るような形であれば、私としてはやっていったほうが良いのではないかなという思いでの発言をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、まだ効果については把握されていない。だから、効果を確認してからでないと、ちょっと前に行こうという踏み切りはできないということだと思いますが、やっぱり町長のやる気ですね、「歩きたくなる」まちづくり、良い考えだからちょっと前向きに検討してみようかなという前向きさなのか、それとも効果がありそうだったらやってみようか、その前向きさというのはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど西議員のほうに答弁しておるところでございますが、私としては「歩く」だけのポイントではなくて、先ほど言いましたように、健康づくりというのはいろいろな部分がございます。食事などの生活改善、それから健康診断あたり、それから健康教室やスポーツ教室、それからボランティアなどの参加に対してもポイントを付与しているような自治体もございます。ですので、「歩く」だけではなくて、ほかも含めたところで総合的にそれができないかということで、私は考えているということで答弁したところでございます。そこら辺の意味合いがあって十分調査させていただくということで、私としてもその部分については健康づくりでございますので、これ

は私としては重要な部分だろうというふうに思っているのですが、そういうことで御理解をいただければと思っているところです。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、「健康増進」のまちづくりについての関連質問を終わります。

以上で、西議員の質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

一つ、町長の施策に関する自己評価について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 皆さん改めましてこんにちは。3番議員の遠坂でございます。本日最後の質問者となります。現在、全国的に人口減少や価値観の多様化で、ますます厳しい地方自治でございます。議会と町は湯前町の発展と住民福祉等の向上のために、お互いに知恵を出し合い、協調していく必要があります。住民の声や心を代表しまして一般質問通告書に従い質問いたします。

一つ、町長の施策に関する自己評価について、伺います。町長は令和元年4月の町長選挙において当選されてから4年が過ぎようとしています。この4年間の中で、現在も進行中であり、新型コロナウイルス感染症の発生、令和2年7月豪雨災害、本年度は今までにない大型台風14号における災害がありました。町長は基本姿勢、将来像として、町民憲章を尊重して、キャッチフレーズを「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」を掲げられ、各施策方針に基づいて施策を実行されたと思います。

そこで、町長は5つの方向性をあげて施策に取り組んでこられました。その方向性の町長の自己評価について伺いますが、今回は町長の答弁に対して質問はいたしませんので、町長の自己評価についてどのように思われるか答弁していただければ結構です。それでは質問に入ります。

要旨1、「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」の評価について伺います。町を発展させていくための重要な施策の一つが「人づくり」すなわち「教育」であると考えて教育の施策について取り組んでこられたと思いますが、小中一貫教育におきましては、「中学校併設型小学校、小学校併設型中学校」の名称及び一貫教育を施されました。次に子育て支援につきましては、出産祝い金等の支援制度に取り組んでこられたことが、

教育、子育て支援について町長の自己評価をどのように思われますか。

○町長（長谷和人君） 未来を託す子どもたちが輝くまちづくりということでございます。私としてはですね、全般にわたりまして現場第一主義を掲げながら、業務の内容を協議しながら施策の展開を図ってきたところでございます。これまで、今遠坂議員がご質問ございましたけども、5つの約束を掲げまして、その方向性を示しながら施策の実行を行っておるところでございます。今、ご質問がございました、教育分野におきましてのお話でございますけども、私の重点的な思いというのが、子育ての支援策としまして子育て世代の経済的負担の軽減を図ること、併せまして学習環境の整備等を中心に施策の取り組みを行うということで思ったところでございました。これまでに実現しましたのが、子育て支援策としましては、負担軽減を図るということで、まず小学校、中学校の給食費の一部の軽減を行っております。また、ふるさと寄付金の財源を活用いたしまして、小中学校の入学時のお祝いと就学旅行費の補助金、また図書購入、そして夢創出事業、英語検定料の一部助成、そして子供の医療費助成の対象年齢を18歳までに拡大させていただいております。また、くま川鉄道の復旧の願いを込めまして保護者の負担軽減を図ることを目的にくま川鉄道の定期券購入の一部の助成も行っておるところでございます。またGIGAスクール構想に沿いまして教育の情報に対応する学習環境としてタブレット等の整備にも努めたところでございます。また後ほどでまいりますかと思いますが、安全安心に暮らすことができるまちづくりということで、共通するところでございますが、学習環境を堅持するために学び舎でございます小学校、中学校の校舎、長寿命化対策ということで雨漏り防止等も含めまして外部改修も行っておるところでございます。また、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、全国的にマスクが不足しておりましたので、備蓄しておりましたサージ型のタイプのマスクをどこの自治体よりも早く小中学校、保育園、学童クラブ、医療機関、福祉施設に配布をしております。その他に施策を色々講じておりますけども、子育ての支援策として子育て世代の経済的負担の軽減を図るということで、学習環境の整備等を中心に施策の取り組みを行うということで積極的に行うことができたという風に思っております。そして先ほどございました出生祝い金等におきましてもこのような形で導入を進めて、現在も進めておるところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 町長から未来を託す子どもたちが輝く町まちづくりについての自己評価、自分なりの評価を語っていただきました。その中で給食費のことについて前もって言っておりましたものがあります。給食費の一部助成がされたということでございます。他町村では全額するところが多くなってきております。当町においては全額しなかった理由つきましてお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） まず、他町村で全額助成をやっているというお話でございます

けども、一つには財源の問題があります。全額助成するというのであれば約 800 万円以上の財源が必要だということでございます。そして先ほど申し上げておりますけども、子育て世代の経済的負担の軽減を図るということで、色んな形で負担軽減の策を講じたところは先ほど申したところでございます。それぞれに財源も必要となっておりますけども、それぞれの思いにおきまして、私の思いとしましてはそれぞれの助成の仕方も補助率、補助金等の額も違ってございます。おっしゃってるように給食費に全部重点的に絞って補助をするというのも考えられるところでございますが、私としてはまずは、今お子さんを持ってらっしゃる世代の皆様方の経済的負担の軽減を図るために今回は補助事業をメニュー化したところで、制度化したところで実施したということをお願いして、制度化して運用しているということでご理解いただければと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今、町長から給食費につきましては、制度化した形で取り組んでおるとのことでございます。

次に要旨の2に入りたいと思います。安全・安心に暮らすことができるまちづくりの評価について伺います。町長はインフラの整備なくして安全安心な地域社会の構築はあり得ないと言っておられます。道路施策については生活道路の改良舗装、通学時における交通安全施設の整備を進めてこられました。また、住宅施策については、公営住宅等長寿命化計画を基本に現有の公営・町営住宅の長寿命化、建て替えの必要性について検討、計画に取り組んでこられました。道路、住宅施策について、町長の自己評価をどのように思われますか。

○町長（長谷和人君） 安全安心に暮らすことができるまちづくりということで、1点目が道路についてというご質問でございました。公共施設等の長寿命化を図り防災減災の強化に取り組むということで、施策をあげておった訳でございますけども、交通体系の整備といたしましては、生活道路の改良舗装等における交通安全施設の整備、それから道路構造物の老朽化に対応するというところで経年劣化や疲労等に伴う損傷や利用者が第三者の被害につながることはないよう、修繕・更新に着実にこれまで進めてきておるところでございます。維持すべきインフラの施設機能については適正化を図っておるところでございます。なお、一部、用地交渉が遅れているところがございます事業等もございまして、概ねこの事業につきましても進めることができたものではなかろうかと思っております。それから住宅についてのご質問もあっております。住宅対策につきましては、移住定住の受け皿としまして、若者住宅の建設、それから駅前団地の住宅建設に向けての造成工事を実施中でございます。本年度におきまして住宅の建設に着手するところでございます。併せまして個人住宅の新築支援、リフォーム等の支援、空き家情報等の提供も行っております。

備につきましても引き続き維持管理強化と耐震化の推進といたしまして耐震性能を有しますポリエチレン管の布設に対して現在整備中でありまして、引き続き計画どおり整備が進められていると思っております。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今、道路と住宅の方につきまして町長の思いを答弁として聞きましたけども、住宅についても若者から結婚されてすぐという感じの住宅に取り組んで、目先を変えて取り組んできているということでしたが、道路の整備につきましては、安心安全に通れる道路もですね、まだまだ整備がなされていない所もあると思います。その辺を十分に検討しながら取り組んでいただければと思います。

それから町民が抱える多様な課題やニーズに対応していくために、「自助・共助・公助」の考え方に立って安心安全の施策に取り組まれてこられたと思います。そこで、町長の自己評価について、どのように思われますか、その点につきましてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 安心・安全に暮らすことができるまちづくりの評価ということでございますけども、働く世代をはじめとしまして各年代の住民のスポーツ離れが見られておるところでございます。運動による健康寿命の延伸または後期高齢者の体力向上も目的といたしまして、地域おこし企業人交流プログラム事業を活用し民間企業の社員を受け入れましてそのノウハウや知見を活かした健康支援、介護リハビリ等の支援も実践し健康のまちづくりを今推進しておるところでございます。また、公立多良木病院も言及させていただくところでございますけども、公立病院は住民のための病院であるとの認識のもとに企業長、関係町村としっかりと連携いたしまして医療体制の充実と不足する医師を確保し、また熊本大、宮崎大等との連携強化を図ったところでございます。ここにきまして2年間病院経営も黒字の数字を示しております。この安全安心の中にもう一つ大きな部分がございます、防災減災国土強靱化のお話でございます。南海トラフ地震災害が危惧されております。このため、農村環境改善センターの天井補強と避難所環境を整備するため空調の整備も行っております。また、本年10月には総合防災訓練も行っております。今後も自主防災組織と地域住民と連携を図りながら、防災減災の思想の普及を図りながら住民の生命財産を守っていくことが重要だと考えております。また、消防団員の確保に対しましても諸改善を行っております。また、併せまして上球磨消防署本部庁舎と訓練棟の再整備も実施し、施設充実と機動性を高めております。また、光ファイバーケーブルを利用した情報通信システムは整備後10年が経過し、設備の老朽化や情報量の変化に伴い、新たな情報通信システムの再構築が求められておりました。この為、3年度において検討し、災害に強い無線電波方式の防災ラジオまた、民設民営方式の光ネット整備にするよう方針を決め、現在整備を進めておるところでございます。また、くま川鉄道につきましても令和2年7月豪雨で甚大な被災を受けておりますが、昨年11月28日から肥後西村・湯前間が部分運行を開始、当日は総務大臣、国土交通大

臣等の出席のもとレールウイングにおきまして、部分運行出発式とその記念イベントを挙行いたしましたところでございます。前線復旧を地域住民と一丸となって目指す機運醸成になったというふうに思っております。また、災害時の初動動作の構築といたしましてB&G財団からタイヤショベル、バックホウ、スライドダンプ等も配備されまして、消防団員に機動班を創設、また、積載車を更新いたしまして消防水利の確保などを行い、また大規模災害時の備えといたしまして、球磨川水防防災減災ソフト事業の補助金を活用し、災害時におきます備蓄用備品類等も整備をさせていただいております。また、引き続き遠隔地と災害協定の締結を模索し、町民の皆様の安全安心を確保することとおっておりますところでございます。以上、実現したのもございますし、また実施中のものもございますが、今後とも町民の皆様方の安全安心に暮らすことができるようその実現を目指し施策を展開していくことができればという風に思っておりますところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） ただ今町長より安心安全な対策につきまして今まで取り組んでこられたことについての答弁をいただきました。災害に向けての対応となっておりますが、B&Gからそういう装備を受けた、全国でもあまりないと私は思っているところがございます。十分B&Gさんとの関係も重視しながら、安心安全に町民が暮らせるような体制づくりをですね、今後とも構築してほしいし、また、消防団の人員確保もですね行っていかれればと思っておりますところでございます。

次に、要旨3の基幹産業である農林商工業等の持続的な発展の評価につきまして伺います。農業については、発展する農業を確立していくため、生産基盤の整備、後継者の育成、営農組織の育成を図りながら取り組んでこられたと思いますが、農業施策について、町長の自己評価をどのように思われますか、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 農業振興でございますけども、まず担い手確保の育成といたしまして、国の農業次世代人材投資事業、それから町単独の農業後継者支援事業、また町単独の各種農業支援策を実施しております。制度の採択条件に農地の集積を目的として事業支援を行っているところで、新たに付け加えさせております。また、国県の補助事業活用した生産基盤といたしまして、用水路排水路の改修事業も実施しております。また、これまでの制度といたしまして、中山間地域等直接支払制度、湯前版中山間地域直接支払制度、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度などを継続して実施し、経営の安定を図ってきたところでございます。また、湯前町農業公社につきましては、災害復旧の対応のため、一部休止しておりましたけども、この間農業・農業団体の意見として農業検討委員会から湯前町農業振興プランに係る意見書の答申をいただき、その中で4つの基本方針のどの分野におきましても農業公社の再構築は不可欠との意見をいただいております。これらの意見を具現化するために、リスタートに合わせてアグリセ

ンターを改修、また、地方創生臨時交付金を活用し、農家の高齢化、担い手の減少により労働力不足が懸念されるため、省力化や負担軽減につながるとして草刈り機の機械等を町から貸し出していただきまして、本年度からリスタートをしております。年度を重ねながらウェイトを増しながら運営を行っていければと思っております。ただ、この公社につきましても、まだ管理者がおらず、その対応も急がなければならないという課題も残っておりましてございます。また、新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用いたしまして、農林業者の皆様に対して支援ということで、経営持続化支援金などの対策事業を行ってきたところでございまして、この分野につきましても重点的に積極的に施策を行ってきたところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） ただ今町長から農業について答弁をいただきました。農業におきましても色々と現状問題、課題があるところでございます。公社、再スタートした中でももうすぐ一年を迎えるわけでございます。そして、現在人・農地プラン、これが地域プランとなっていくかもしれませんけども、5年か10年後に湯前町で農地を出したい方の面積が247ヘクタールということで、私たちも委員会の方に報告をいただきました。今後の課題としまして、10年間の間にこの247ヘクタールの受け皿等も検討していく部分がありますし、また、前からありました集落営農体制の問題も今後検討していくべきかと私は考えているところでございます。この辺を踏まえながら今後の農業施策につきましても取り組んでいただければと思っております。以上でございます。

続きまして林業につきまして、令和2年7月豪雨災害において甚大な被害を受け、また、本年の台風14号において更なる被害を受けました。林業振興の施策については、地域の雇用と森林整備事業を支える林業従事者の確保、川上・川中・川下でネットワークを構築、町有林については、湯前町有林管理計画に基づいて、取り組んでこられたと思います。林業施策について、町長の自己評価をどのように思われますか。お尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 林業振興でございますけども、町有林整備といたしまして再造林それから鳥獣害防護柵、下刈りなどの施策を計画的に実施したところでございます。併せまして素材生産事業といたしましては、間伐、立木処分等も行ってきたところでございます。それから企業法人等の協働の森づくりにつきましては、更新といたしましてJR九州商事、そして新規契約といたしましてダイダンの森と契約を行っており、現在4社と森づくりを行っております。都市と農村との交流、関係づくりそして町有林の再整備に必要な資金の提供も確保しております。また、本年度でございますけども、育林の育成として育苗センター建設への補助も行っております。また、令和2年7月豪雨災害、加えて本年台風14号におきましても激甚な災害が発生しており、現在鋭意復旧復興事業を進めておりますが、奥地の災害現場におきましては不調不落があ

りまして、計画通り進んでいないところもございます。この為、間伐保育事業も一部見直しをするなどその影響がでておるところでございます。しっかりとこれまでの事業も推し進めていかなければならないという風に思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今、町長から林業関係につきまして答弁いただきましたけども、林業におきましては一つ目の目玉というのは、よそにない企業との森ということで、現在4社でございます。町長も言われておりますが、人の流れというのもできてるのではなかろうかと思えますし、また災害復旧もですね不落が結構多いとございました。今後の課題の一つとおもっております。林業ですでてくる材もですね、日本国内ではなく世界に向けた取り組みというのも今後の取り組みではないかと思っております。農業におきましては一緒です。私、この前町長にお話ししましたがけれども、農業においては大潟村のファームがございますけども、そこは世界に向けて取り組んでおられるということで、非常に目先を変えておられます。今後も農業にしろ、林業にしろ世界に向けた形を町としても考えていくべきじゃないかという風に思っておるところでございます。

続きまして、商業につきましてお尋ねします。商業につきましては、後継者の問題、事業者の継承に取り組んでいただいております。商業について、町長の施策についての思いをどのように思われているのかお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 商工業でございますけども、商工業者に対しましては新たに商工業事業承継支援事業も創設したところがございます。事業の継続、廃業回避、スムーズな事業継承ができるということで、担い手の後押しということでのこと。それから産業技術の伝承の取り組みにつきましても新たに支援したところがございます。特に今回強調させていただきたいのが、新型コロナウイルス感染症によりましてのダメージでございます。かなりの痛手を商工業者の皆様方受けられました。これは農業も含めてございますけども、今回はこの新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用いたしまして、商工業者経営持続化支援金など、この2年半重点的にその強化の対策を行ってきたということで、私としては思っているところがございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 商業におきましてはやはり2年半のコロナの問題。コロナに対する持続化資金で商業も幾分か救われたんじゃないかなと思うところがございます。今の現状、進行中ですので、いつ収束するのかも分からない現状ということでございます。それを踏まえた中で今後の商業に関する、一つは持続可能、残ってくれる人々を支援していただければという風に思っておるところでございます。

次に要旨4の地域資源を活用した町づくりの評価について伺います。文化財の保全と継承については、現在御大師堂の改修が行われています。後世に残すためにも必要な改修と思われまます。文化財の価値を内外に向けPRし、交流人口の拡大による地域経済活性化等に取り組んでこられたと思います。文化財の保全と継承について、町長の自己評

価をどのように思われますか。お尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 文化財の保全と継承についてというご質問でございます。本町におきましては有形、無形の文化財が数多く存在しております。これらは町民の大切な財産でございます。地域の歴史や文化を理解するために欠くことのできないものでございます。将来の文化を作り上げていくためにも、礎となるものでございます。そのため適正な保存と継承をしていくということが必要であると考え、また先人が何百年も守り続けてこられたことに思いを馳せ、それを継承していく町民であることへの誇りも高めていきたいと思ってきましたところでございました。現在、議員おっしゃいますように御大師堂の改修を進めております。またこれからの契約締結で、議会の議決をいただくところでございますが、下町橋の改修の補強工事も着手するところでございます。他にもございますけども、これまで計画通り事業につきましては着手させていただいているところでございます。今後も観光資源として、歴史資源として有効に活用させていただければということでございます。また、地域資源につきましても磨き上げ、ブラッシュアップが必要だと思っておるところでございます。今後もさらに施策を展開していく必要があるのかなという風に思っておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今、町長に文化財の保全と継承につきまして答弁をいただきました。現在御大師堂の改修がなされております。そして、下町橋の改修もされます。湯前に石橋、明治40年頃にできている橋で、建てた方は八代の東陽村の種山石工集団ということになっております。今現在車が通っていたということもございまして、この作り方につきましてもですね、補強の仕方、やり方も研究されていかれると思っておりますし、もう一つですね、やはり湯前城の堀、も活用、活かしていくことも一つの。地域の住民の方も湯前城があったということほとんど知っておられます。その中で何があったかと、その堀ですよ。堀が熊本県でもめずらしいということもありますので、今後の利活用として考えて取り組んでいただければと思っておるところでございます。

次にまんがを活用した町づくりについてお伺いしたいと思います。コロナ禍で開催できなかったまんがフェスタが3年ぶりに開催されました。まんがの町として県内外から認知と評価をされるようになりました。まんがを活用した町づくりについて町長の自己評価をどのように思われますか、伺います。

○町長（長谷和人君） まんがを活用したまちづくりということでございますけども、本町にまんが美術館という他の地域にはない特色ある地域資源があるところでございます。同館を拠点といたしました31年に渡る取り組みは、まんがの町として県内外から認知と評価されるようになったと思っております。私といたしましては、まんが県熊本の老舗のまんがの町ということで自負しております。その言葉をですね色んな会議の席上で老舗の町湯前ですというお話もさせていただいております。これまでの取り組みを

踏まえまして、さらに地域経済活性化に貢献できるものとするために、那須良輔作品をアーカイブ化し、その作品を貸し出す、出前美術館のパイロット事業を本年度試行をさせていただいておるところでございます。また、令和3年度におきましてはB&G財団の偉人まんが事業を活用いたしまして、「風を描く人」と題し冊子を作成し、小中学生へ配布し郷土愛の熟成等も図っているところでございます。今後も観光資源としても有効に活用していくことができないか、まんがで稼ぐことができないか、さらに追及していかなければならないと思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） コロナ禍の中でのまんがを活用したまちづくり、非常に大変だったと私も理解しているところでございますが、美術館もあった訳ですが町長がまんがの老舗の町ということであるのであればですね、私も一般質問で色々提案してましたが、アーカイブ方式で現状やっておられることもあります。今後の取り組みとしてはここに来られたお客さんとのコラボができるような方式、これも一つの目玉にもなってきます。全国にないようなことをですね、取り組むことこそ一つのまんがの町、老舗の考え方だと思います。よそにないことを考えることが、よそに一步はみ出していくことを検討していただければと思っておるところでございます。

観光事業につきまして、湯楽里の大改修後にコロナ発生により内外の移動が規制されたところで経営に影響を受けました。その反面、グリーンパレスのキャンプ場の利用は今までにない利用者が増加しました。観光施策につきまして、町長の自己評価についてお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 観光施策についてというお話でございます。大きく、開設後20年経過しましたゆのまえ温泉湯楽里のお話をさせていただくところでございますけども、20年を経過したということで経年劣化がございましたので大規模改修を着手させていただいたところでございます。改修後にですね、すぐ新型コロナウイルス感染症の影響が出まして、現在におきましても厳しい経営状況が続いております。この周辺の環境、このコロナの影響によりましてキャンプ場サイトあたりが多く利用させていただいておるところでございます。これらの周辺の環境をさらに活かして観光人口や訪問されるお客様に魅力を発信することができないかというふうなことも考えております。それから、地場産品のブラッシュアップとしまして、尚絅大学との連携によりまして新商品開発の支援としてジビエ料理の骨かじり、それから新品种のびかまるを使ったメニューの開発にも取り組んだところでございます。地場産業振興に大きく貢献するふるさと納税も引き続きこれらをしながらPRし行っていきたいという風に思っております。このように地域にごございます観光資源、先ほど言いました色んなお寺、神社仏閣がございます。これらの貴重な文化財等も継承し保存に務めながら、まだまだ観光資源であります分が活用できるという風に思っておりますので今後磨き上げ、ブラッシュアップが必要である部

分につきましてもさらに施策を展開していかなければならないという風に思っておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今、町長から観光につきましての答弁をいただきました。今年、コロナ禍の中でキャンプの方が増えたということでございます。また、前も町長に提案申し上げたキャンプ場の改修の中でのドッグを連れてきてもできるようなことを考えてはどうかと話をしておりますし、ぴかまるのメニューもですね検討されているということでございますが、ある所から情報入れた部分ですけれども、栽培をして試験中ではございますけれども、品質にばらつきがあるということが言われております。管理面も一本化できるような指導もですね徹底していただければうまくいくんじゃないかと思いません。ジビエ料理につきましても湯楽里の厨房、町内の飲食店との協議をしながら町全体の取り組みもあるんじゃないかと思いません。

次に要旨5の未来につながる健全な財政運営の評価について伺います。財政健全化の基本として「入るを量りて出ずるを為す」の言葉のように身の丈に合った歳出規模の確立に不退転の決意を持って取り組むとして、総合計画に掲げている施策について取り組んでいかれる予定であったと思いますが、豪雨災害、台風災害等があり、施策が計画通り取り組みが出来なかったと思います。未来につながる健全な財政運営についての町長の自己評価についてどのように思われるかお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 未来につながる健全な財政運営ということでございます。人口ビジョンの将来展望から見た場合の人口構造の変化につきましてはどこの自治体もそうですが高齢者人口の割合の増加によりまして、年金、医療、介護、福祉等の社会保障費が増大するというところでございます。町民負担及び行政負担が増加するということが懸念されておるところでございます。この人口が減ることによりまして町民税はもとより地方交付税等の収入の減少が懸念されておるところでございます。このような諸課題解決のためにも財源の確保というのが非常に難しいという局面があるところでございます。既存の施設等の維持管理費、補修費等の対応につきましても財政負担はさらに重荷になるのではなかろうかという風に思っております。ですので公共インフラを始めとする社会資本の維持が困難になるという風に予想されております。色々質問が出ておりますけれども新たなインフラを整備するというのは慎重に考えながら行わなくちゃいけないというのもあるわけでございます。

今、遠坂議員おっしゃったように私といたしましては、財政健全の基本でございます、「入るを量りて出ずるを為す」の言葉の通り身の丈に合った歳出規模の確立に不退転の決意をもってこれまで取り組んできたところでございます。併せまして、総合計画に掲げております施策、または計画された事業につきましても財政の規律を守りながら優先順位を決め、効率的な財政運営を図ってきたところでございます。また、これまで以上

に国県の補助金、交付金を取りに行くという積極性をもって事にあたってきたところでございます。これまでの4年間の数値につきまして若干申し上げるところでございますけれども、実質収支額につきまして、3年度、多いからいいというわけではございませんけれども、令和元年度が1億5,800万円、2年度が3億4,900万円、3年が3億5,000万円となっております。基金総額で申し上げますと平成30年が20億6,800万円、令和元年度が20億100万円、令和2年度が20億2,900万円、令和3年度が22億1,200万円ということで、年度によって乱高下がございますけれども、一応1億4,430万円ほど基金を足したということでございます。それから経常収支比率でございますけれども、その年度によりまして歳入面の要素と歳出面の抑制等がございます、一概にその比率がですね違ったということでその運営が違ったということでもございますけれども、数値で申し上げますと令和元年度が97.4パーセント、令和2年度が89.7パーセント、令和3年度が78.7パーセントとなり数値上は改善しておりますけれども、ただ経常収支比率だけではこれは見るができないという部分もあるところでございます。身の丈に合った歳出規模の確立のために不退転の決意を持ってきたということで、無難に何とかこの4年間にしましては財政の運営が押し量ってきたという風に思っておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） ただ今町長より答弁いただきました。身の丈に合った、取り組んできたということによっておられます。色んな事業を起こせば財源の問題は一つとなっております。一般財源の確保というのはいかにして大切かなど。町長が今まで取り組んでこられた、国県の資金の確保あたりと取り組んでこられたのが一つ思っておるところでございます。

ただ今、5つの町長の施策の方向性について伺いました。最後に質問全体です。町長の自己評価の相対的にどのように思われるかお伺いしたいと思います。

これで、一つ、町長の施策に関する自己評価について、遠坂議員の質問が終わりました。

○町長（長谷和人君） これまでの5つの施策に対しての自己評価ということでございますけれども、町民の皆様の幸せを実現することが行政の最大の宿命であると考えまして、私はこれまでの4年間町民の皆様の期待に応えるべく政策施策の実行を図ってきたところでございます。また、初心を忘れることなくこれまでの町職員、副町長として奉職させていただきました行政経験を活かし、新たな気持ち、新たな力、そして新たな知恵を注ぎ全力で傾注してきたところでございます。そして町民であることに誇りを持ち、豊かで明るく住みよい町にするため町民憲章が定められております。この憲章の基本姿勢と将来像を尊重しながらキャッチフレーズといたしまして、心豊かで活力ある未来を創造するまちづくりを掲げまして各政策、施策の方針に基づき実行してきたところでございます。このため事業が実現し、ことが動き始めた部分または実施中のもの、または現

在事業を展開する上で整備中であるもの、などその政策ごとに評価の違いがあるところ
でございます。また、1期4年を私としましては修復の時と捉え、経年劣化対策又は耐
震対策が必要な公共施設等の長寿命化を図り、防災減災の強化対策そして同様に執行機
関の長と議事機関でございます議会の議員の皆様とも相互の緊張関係を保ちつつ、これ
まで以上に政策の構築をめぐって連携強化をお願いし、町政の推進をお願いしてきたと
ころでございます。町民の皆様の幸せを実現することが行政の最大の宿命であると考え、
私はこれまでの約4年間町民の皆様の期待に応えるべく政策施策の実行を図ってきたと
私は思っております。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 町長に総体的な答弁をいただきました。町長は明日の湯前町
のために必要なコミュニケーションを決して厭わず、汗をかくことも惜しまず、現場を大
切にする町政に取り組まれてこられたと思います。この4年間は先ほど町長も言われま
したように、修復の年として取り組んでこられたと思っております。まだまだやり残し
があると思います。今後の活躍を期待しまして一つ、町長の施策に関する自己評価につ
いての質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、町長の施策に関する自己評価について 遠坂議員の質問
が終わりました。

これより関連質問を許します。

○1番（吉田精二君） ただ今3番議員の質問の要旨2ですね。安全安心に暮らすこと
ができるまちづくりの評価ということで、一番最後に質問されたと思いますけども、自
助・共助の推進に対する評価ということで質問されて、それに対する町長の答弁があっ
た訳ですけども、質問の趣旨と合わないような部分がありましたので、もう一度自助・
共助の推進に対しての活動の評価を答弁していただければと思います。

○町長（長谷和人君） 今、吉田議員からございましたけども、例えば防災減災国土強
靱化ということで防災訓練のお話もさせていただいております。これは共助の部分にな
るし、公助の部分にも該当するのではなかろうかということでお話をさせていただいて
おります。それから、

働く世代のスポーツ離れというようなお話もさせていただきますけども、この分野につ
きましてもやはり、自助、共助、公助の部分としての意味合いも入れておるところで
ございます。それから上球磨消防署のお話もさせていただいております。光ファイバーの
お話もさせていただいておりますが、安全安心につながる部分だという風に思っており
ます。それから災害時の初動体制の構築ということでB&G財団の重機のお話もさせて
いただいておりますけども、これは消防団の活躍を意味しているわけでございますので、
共助の部分、公助の部分の指しているという風に思っております。それから遠隔地の災
害協定のお話もさせていただいておりますけども、これについても共助と公助という意

味合いとして私は捉えたもんですから、ちょっと中で自助・共助・公助という言葉を使いながら説明すれば良かったのかもしれませんが、そういう意味合いとして答弁させていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、町長の施策に関する自己評価についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、明日 12 月 9 日午前 10 時に開きます。

議事は一般質問、議案審議を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後 2 時 4 0 分

第 2 号

12 月 9 日 (金)

令和4年第9回湯前町議会定例会

[第2号]

令和4年12月9日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	議案第56号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
日程第3	報告第57号	湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第58号	湯前町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
日程第5	議案第59号	湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

2. 応招議員

		2番 西 靖 邦
3番 遠 坂 道 太		4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏		6番 黒 木 龍 次
7番 味 岡 恭		8番 金 子 光 喜
9番 山 下 力		10番 倉 本 豊

3. 不応招議員

1番 吉 田 精 二

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

開議 午前10時01分

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第9回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。なお1番吉田議員から、欠席届が提出されております。

本日の議事日程はお手元の配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。本日の一般質問は、金子議員の1名を予定しております。

一つ、交通安全対策について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） おはようございます。8番議員の金子です。通告のとおり、一般質問を行います。私は今回、一つ、交通安全対策について。一つ、今後の町政運営について。この2点をお伺いします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに、要旨の1の、本町の交通事故の現状と対策は、ということですが、交通安全については、つい忘れがちになりますが、ここにおられる皆さんに関わることであり、皆さんの家族、また町民全体に関わることです。ほとんどの方が、車の運転をされ、日々生活されております。いつ交通事故の被害者や加害者になるかもしれません。これまで国、県、行政全体で、さまざまなかたちで、交通事故をなくす取組が進められてきましたが、その結果減少はしましたが、なかなかゼロにはならない現状かと思えます。つい先日、隣の水上村では、死亡事故も発生しております。

そこでまず、お尋ねいたします。本町の交通事故の現状について、調査されていると思いますので、御答弁願います。

○総務課長（西村洋一君） まずは、現状を申し上げます。本町の交通事故の数を申し上げます。令和元年1月から12月までですが、物損事故が58件、人身事故が2件、計の60件です。令和2年は、物損事故が36件、人身事故が1件、計37件。令和3年、物損事故が37件、人身事故が2件、計39件。令和4年は11月までですが、物損事故のみで28件となっております。以上のように、交通事故の件数は、年々減少しているところでございます。減少の要因は、人口減少や自動車の性能向上などがあるかと思えますが、町民の皆さま方の交通安全に対する意識も高いのではないかと想像しているところでございます。

○8番（金子光喜君） 事故については、発生場所や時間帯など、対策を考えるうえで、さまざまに分析されているかと思うところでございますが、警察署との情報の共有や、連携等はされているのか、また対策について、協議等される予定はあるのか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（西村洋一君） 協議につきましては、これまでは具体的には行っていません。

ところでございますが、高齢者の事故等は増えておりますので、今後、協議を行いたいと考えております。

○8番（金子光喜君） 協議を行いたいという御答弁がされまして、一安心しているところですが、国とか県に十分な対応を求めることも、また自分たちでできることをしていることも行政の役割だと思いますので、その働きかけなり、取組をしっかりといただくことをお願いいたします。現在、湯前駐在所に勤務いただいております河津巡査部長さんが、朝夕の時間帯、時の公園交差点で、ほぼ毎日、交通指導をしていただいております。住民の一人としてありがたく、また心強く感じております。これも交通事故防止の一つの対策だと思っております。それぞれができることを、ひとつずつでもしていくことが大切だと気づかされたところです。今回の交通安全の質問をするきっかけもそこにありました。町の交通事故を1件でも減らせるように、質問を続けます。

交通安全の意識を高めるためには、まずは、身内からということで、職員の皆さんの交通安全意識の向上のためには、どのように取り組んでいるのか、要旨の2について、お伺いさせていただきます。

道路交通法に従い、職員の安全運転を管理する安全運転管理者が置かれていると思いますが、現状、どのような管理をされているのか、本年10月からは、アルコールチェックも本格的に義務化されたと聞いております。その点について、現状どう対応されているのか、お伺いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 令和4年4月1日より施行されました、改正道路交通法では、安全運転管理者に対しまして、運転手の酒気帯びの有無を、まず目視で確認することが義務付けられております。また令和4年10月1日からは、議員申されましたとおり、目視での酒気帯びの確認に加え、アルコール検知器によって確認も義務付けられる予定でございましたが、アルコール検知器の不足などさまざまな理由によりまして、現在は延期になっているところでございます。ただし本町役場におきましては、義務付け予定でありました10月1日より、アルコール検知器による確認もすでに行っておりますので、飲酒運転の撲滅に努めているというところでございます。

○8番（金子光喜君） 現状、しっかり対応されているということで、一安心したところですが、飲酒については、非常に飲酒機会も減ってきていますので、かなり以前とは違うかもしれませんが、じわじわと飲酒の機会も増えてきている状況です。職員に対しては、どういったかたちで、飲酒ということに関わっていくのかということをご指導されているのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。また、基準値を上回る数値がこれまでに確認されたことはあるのか、そのへんをお伺いしてください。

○総務課長（西村洋一君） 飲酒運転につきましては、役場職員である以前に、もう法で禁止されておりますので、各々自覚しているものと思っております。ただしアルコールを飲

む機会があれば、当然時間が短ければ、基準値を超える場合もございます。これまで10月1日以降に、基準を超えたのは1件ございました。ただしその職員は、朝から家族に送迎してもらって来ておりますし、勤務時間内に都度確認して、途中からはゼロに落ち着きましたし、当日の公用車の運転はしていないところでございます。そのように心配な場合は、朝から乗ってくるなという指示もしているところでございますので、現在のところ、違反はないというところでございます。

○8番（金子光喜君） きちんと対応していただいているということを確認させていただいたところですが、実際、飲酒後にすぐ乗られる方は、ほとんどおられないと思います。飲酒したあくる日に、体の中にアルコールが残っていて、それが結果として、出てしまって、飲酒運転として検挙される場合。そういうことがあるということをお願いしたかったわけでありまして、そこをしっかりと気を付けていただきたいということがあります。これは、休日の場合でも、同じようなことが言えると思いますし、今日は役場に行かなくていいから安心してというかたちで、漫然と車を扱うということがないよう職員の方に関しましては、特に公務員という立場がございまして、気を付けていただくよう職員全体で意識共有を図っていただければと思っております。

次に、車両の点検と管理について、お伺いさせていただきます。現在、役場で所有されている車両の台数、何台あるのでしょうか。まずお伺いしてください。

○総務課長（西村洋一君） 現在所有している台数は、51台でございます。

○8番（金子光喜君） それぞれの担当課で、その車両については管理なれているのかなと思いますけれども、安全上問題がある場合や、故障の対応などは、どうされているのかお伺いします。

○総務課長（西村洋一君） 公用車につきましては、当然法定の車検や点検は、通常行っておりますが、町の自動車整備組合の方々と連携いたしまして、先ほど申しました法定点検とは別に、ボランティアによりまして2回の全車の点検もしていただいているところでございます。また毎日の点検は、乗車する職員におきまして、乗車前、乗車後の目視等による確認を行い、運行日誌のほうに異常がなかったかどうかを記載するようになりますので、車両のチェック体制は十分整っていると考えております。

○8番（金子光喜君） 車両の確認というのは、安全に運転するための、まず第一歩だと思いますし、きちんと対応されているということが確認できて非常によかったと思います。これからも乗るとき、乗ったあと、しっかりと確認していただくようお願いしたいと思います。また町の自動車整備組合さんとしっかりと連携されて、車の故障等について、御協力いただいているのは非常にありがたいことかなと思いますけれども、今後も続けていただくことを願うところです。

それでは、事故が起きた場合、起きないことが願いですが、そのマニュアルとか

は作成されているのでしょうか。お伺いします。

○総務課長（西村洋一君） マニュアルは公用車のほうに積んでいるところでございます。

○8番（金子光喜君） では、乗られる職員の方は、そのマニュアルについては、皆さん周知なされていて、そのへんの対応についても確認されているということで、確認させていただきます。

○総務課長（西村洋一君） 全員に確認しているわけではありませんが、この質問を機会に、再度周知を図りたいと思っております。

○8番（金子光喜君） しっかりとした対応で、気を引き締めて、車両を使っていただくことを願うところです。もちろん事故が起きないことを願うわけですけども、現在の事故対応で、力を発揮するのが、ドライブレコーダーだと聞いております。年々価格も下がっておりまして、全体的な普及率も上がってきたと思いますが、公用車の取り付けは進んでいるのでしょうか。また先行して取り付けられた機種 of 経年劣化や不具合も見受けられます。更新も含めて、何らかの対応が必要かと思っておりますが、現状、どう考えておられるのか、お伺いします。

○総務課長（西村洋一君） ドライブレコーダーの整備につきましては、町が所有しております車両のうち貨物車や積載車を除く、乗用タイプの車には、全車搭載しております。リース車におきましては、車両の入れ替えのたびに新しくなりますので、この点につきましては、問題ありませんが、議員も御指摘のとおり、購入しておる車につきましては、古いもので7、8年でしょうか年数が経っておりますので、状態を見ながら更新をしていきたいと考えております。

○8番（金子光喜君） 今答弁の中で、状態を見ながらということで、お話がありましたけども、いわゆる日頃の可動状態について、しっかりと認識されているのかお伺いさせていただきます。実際、動いていないようなことを、何回か耳にしたこともございますので、そのへん担当の方のほうから連絡があるのか、またそのへんちょっと心配しておりますので、御答弁願います。

○総務課長（西村洋一君） ドライブレコーダーにつきましては、録画できるデータの量がございまして、そのデータが満杯になったときに、使えなくなるという表現ではなく、上書きをしなければなりません。その自動の上書きのタイプと、手動で上書きしなければならないタイプがありますので、議員御覧になられたときには、その上書きがうまくいっていなかったと、想像しているところがございますので、上書きの方法については、また完全にできるように、職員にも周知したいと考えております

○8番（金子光喜君） 乗用の公用車だけということで、答弁がございましたけども、実際、貨物車両に関しても、本来は取り付けたほうがいいのかと感じているところで

す。もちろんそこには、費用が発生するかと思いますけども、先ほども言いましたが、現状、価格もかなり下がってきております。お求めやすい価格といたしますか、そんなに町の負担が大きくなるような状況ではないのかなと感じているところですので、できれば公用車全台に、前後とは申しませけども、ドライブレコーダーの設置を進めていただくような取組を、ぜひお願いできればと、考えているところです。このへんに関しましては、町長に御答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 今総務課長が答弁いたしましたように、7、8年というかなりの年数が経っておりという製品もあるようでございますので、やはり安心安全を守るうえからも、更新につきましては、積極的に予算ともみながら更新をしていきたいと思っております。以上でございます。

○8番（金子光喜君） もちろんドライブレコーダーの取り付けが、事故減に直接結びつくわけではないと思いますが、注意喚起であったり、安心につながることは、間違いなくあると思いますので、ぜひ早めの対応を願うところです。最終的には、交通安全というのは、職員の安全運転意識の向上のためには、日頃の意識づけを少しずつ積み重ねていくしかないのかもしれませんが、口うるさく言うのが嫌いな方もいるかもしれませんが、しっかりと対応していくことが重要かと思っております。職員のトップとして、町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 先ほども申しましたように、職員の安心安全を守るということで、ドライブレコーダーだけではございませんですけども、もし事故が起きた際につきましても、このドライブレコーダーによりまして、その時の状況もちゃんと把握することができるというところでございますし、それから貨物車、積載車等がまだ入っていないということでございますので、こちらのほうをいち早く整備をさせていただければ、導入のほうをさせていただければと思っております。それから併せまして、後ほどの回答になろうかと思っておりますけども、いわゆる職員のドライブの技術といたしますか、そちらのほうやはり個人によって、運転が上手い者、それからちょっと上手じゃない者もおりますので、そちらのほうも十分対応しながら、安全運転に心がけさせていきたいと思っております。以上でございます。

○8番（金子光喜君） 前向きな御答弁が頂けまして、よかったかなあと思っておりますけども、安全運転の講習会や意識共有のワークショップなど、事故を起こす前、起こらないためにも、開催すべきと考えているところですが、担当課長、どう考えられるか答弁をお願いします。

○総務課長（西村洋一君） 本町におきましては、新規採用職員と、直近の一年間で事故をした職員を対象に、熊本県町村会が主催いたします安全運転実技研修会に参加をさせているところでございます。この研修は大津町にございます交通教員センターレイ

ポー熊本で行われるものでございまして、午前中は座学、昼からは実技ということで、丸一日みっちり研修させて交通安全意識の向上を図っているところでございます。

○8番（金子光喜君） しっかりと対応されているということで、認識させていただきました。職員の方々、車に乗って業務をするということが、日常となっていますので、このことに関しては、それぞれが気を引き締めて対応していただければと思っております。

次に、町民の交通安全意識の向上への取組についてですが、さまざまな対策があると思います。ですが今回は、ドライブレコーダーの補助と踏み間違い対策支援の周知、加えてチャイルドシートの使用率の向上について、この2点に絞ってお伺いさせていただきます。

ではまずドライブレコーダーとペダルの踏み間違い防止装置の補助についてですが、これは、熊本県が本年8月30日から65歳以上を対象に始めた事業であり、まだ十分な周知ができていない状況にはないと思います。高齢ドライバーの悲惨な事故が多発する昨今、老人クラブなり、グラウンドゴルフの大会なり、高齢ドライバーには、ぜひお勧めしたい取組かと思いますが、県、町の周知活動は、どの程度できているのかお伺いします。また、どの程度利用が進んでいるのか、分かればお示しいただきたいと思っております。

○総務課長（西村洋一君） 本町におきましては、県からも周知依頼がございまして、8月30日付でホームページに掲載して周知中でございます。設置に関する率とか、そういったところは、個人個人のお話ですので、まだ設置率につきましては把握しておりませんが、この県の補助制度につきまして、予算残があるか確認しましたところ、まだ両方ともあるということでございましたので、積極的に利用していただきたいと思っておりますし、その周知も行いたいと考えております。

○8番（金子光喜君） 答弁でホームページに掲載してあるということでございましたけれども、65歳以上の方が対象ですので、なかなかホームページを御覧になる方は少ないのかもしれませんが、紙媒体で県のほうも出しております。こんなパンフレットですけども、普通にお年寄りの方が集まる場合でありますとか、先ほども言いましたように、老人クラブの総会でありますとか、その中にしっかりと周知していただくような取組というのをしていただければと思います。そこに町の支援がプラスアルファとしてでもあれば、もっと普及が進むのかなあと個人的には考えております。他の町村では、町村独自で、そのへんの支援をしているところがございまして、そのへんの取組も併せて御検討いただければと感じているところです。なにぶんにも予算が伴いますことですが、お年寄りの方の事故を見聞きしますときに、何らかの対応ができないかなあと、心を痛めている方も多いかと思いますので、このへんの方向性については、町長に御答弁

をお願いします。

○町長（長谷和人君） 今ドライブレコーダー諸々のことにつきまして、町からの補助も考えられないかというお話だったというふうに思います。以前味岡議員からでしたか、やっぱり高齢者を交通事故から守るというふうなお話がございます、その時は、電動カーのお話があったところがございます、実はこれを今担当課のほうと協議を行っているところがございますので、こちらのほうの補助あたりが考えられないか、実はその部分につきましては、ちょっと今現在進行形で動いていたというところがございます。今金子議員がおっしゃっている部分につきましては、県からの補助制度があるようがございますので、こちらのほうもネットではなく、紙媒体ということでございますので、こちらも積極的に、何回もお知らせをさせて、御利用をさせていただければと思っております。今頂きました部分につきましても、さらに検討を加えさせていただければというふうに思っているところがございます。以上でございます。

○8番（金子光喜君） ドライブレコーダープラス踏み間違い防止対策ですね、熊本県も本腰を入れてやっているかと思えます。予算のほうに余裕があるということをお答弁の中でありましたので、積極的に町民の方には、取り組んでいただけるような流れを作っていたらと思っております。

次に、チャイルドシートの使用率の向上についてですが、平成12年、確か2000年かと思えますけども、4月1日から6歳未満の乳幼児に、チャイルドシートの使用が義務付けられました。20年以上が経過いたしました。ちょうど私たちの子育ての時期にあたりまして、その頃よりも使用率が下がったような感じがしましたので、敢えて質問させていただきます。使用率につきましては、2019年の全国調査で、平均約70パーセント台に対しまして、熊本県は60パーセント程度で、全国でも下位のランクです。本町の使用率は出ておりませんが、先日、駐在所の河津巡査部長にお聞きした際にはですね、あまりよくないですねという回答でした。6歳未満の乳幼児には、義務とされていますので、本来は使用しなければなりません。子育て世帯の負担軽減のために、本町では、貸し出し制度も創設されていたかと思えますが、現状の利用状況は、どうなのか、お尋ねさせていただきます。また全体の使用率について、日頃お子さんを持つ親御さんと接しておられる担当課長は、どう感じておられるのか、その状況をお示してください。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保健福祉課のほうで、チャイルドシートまたベビーカー等の貸出を行っております。主な貸出の理由につきましては、お孫さんを連れて、子どもさんが町外等から帰省される際に、借りることがほとんどでございます。最近の貸出状況ですが、令和元年度が17件、使われる子どもさんお孫さんが21人。令和2年度と3年度は、コロナの影響で帰省等が減ったということで、令和2年度が、7件の8人。令和3年度が、8件の8人。今年度が11月末現在で、7件の8人ということで、今年度

は少し増えている状況でございます。それから、普段子どもたちと、保健福祉課は私が直接接するという事は、ほとんどありませんが、幼児健診、歯科健診ですとか、そういう際に、保健センターに来られる際には、おじいさん、おばあさんではなくて、ほとんどが保護者、親ですので、ほとんどチャイルドシートは付けておられると思います。ただ、保育園、こども園等の送迎になりますと、子どもさんに代わって、祖父母の方もされることがあると思います。その中には、やはり軽トラックですとか、そういうものでシートベルトだけで済ませるといふところもあるのではないかと感じております。

以上です。

○8番（金子光喜君） 全体的にみれば保護者の方1台は、チャイルドシートを取り付けて、きちんと対応されているのかもしれませんが。言われたように、おじいちゃんとかおばあちゃんが乗せられるときには、どうしても2台目、3台目のチャイルドシートがなくて、そのまま乗せられる傾向があるのかなあと私も感じております。ですので、できれば1台目、2台目、3台目と、すべてに取り付けられるような体制をつくっていただくのが必要なのかなあと感じているところです。実際、巡查部長にお聞きしたとき、おばあちゃんが子どもさんを抱っこしておられて、シートベルトをせずに乗っておられたら、事故に遭って、子どもさんをエアバックのようなかたちで殺してしまつて、非常に悲惨な事故でしたということを知ったところです。そういうことが決してあつてはならないと思いますし、ないような対応をしていくべきだと思つておりますので、さまざまに、お父さん、お母さん方と接する機会がある保健福祉課の中で、利用の向上であつたり、普及については、お声掛けをしていただくことを願つております。オークションサイトとかフリマアプリとかですね、若いお父さん、お母さんに関しましては、中古であれば安く手に入る知識も持つておられると思いますので、そんな負担はかからなくてもできると思いますし、以前よりはるかに子育てにかかる費用というのは、減つてきていると思いますので、ぜひ購入して対応していただくことを進めていただければと思います。また取り付けについてですけれども、間違つた取り付けをされている方も多いと聞いております。そのへんの注意喚起も併せて、担当課のほうで周知を図っていただくことを願つております。子どもさんが事故で亡くなるということは、特に悲しいものがございまして。ぜひきちんとした対応と、子どもたちの未来を、町として守つていく気概を持つていただければと感じているところです。担当課長どうぞよろしくお願ひいたします。これで交通安全についての質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、交通安全対策について、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 関連質問させていただきます。確認なんですけど、車両の管理なんですけど、公用車としての、毎日の管理台帳、チェックリスト等はあるのか、それにつ

いて、お伺いします。

○総務課長（西村洋一君） 運行日誌として整備をしております。

○3番（遠坂道太君） 公用車でありますし、普通は、民間の社用車も、ほとんどそういうように毎日乗る人がチェックをして、安全に走行できるような体制をとっておられると思います。やはりそういった体制を十分やられて、事故等防いでほしいというふうに思っております。もう1点だけお尋ねしますが、先ほど金子議員からもアクセルの踏み間違え装置等も言われましたが、県の事業としてもありますが、今湯前でのこういう踏み間違えの事故というのは、若い人、50歳代の人からも始まっておりますので、やはり年代を下げてくださいような方向も、県のほうに要請をいただければというふうに思います。そのへんにつきまして、町長からお願いします。

○町長（長谷和人君） 今遠坂議員のほうから、県の制度のお話につきまして、年齢を下げてくださいというふうなお話がありましたんですが、県のほうの予算の部分の中で、制度もあるのではないかと思いますので、一応こういうふうなお話があったということで、お伝えはさせていただきたいということで、御了解いただければと思います。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 要旨2の関連質問ですが、安全運転管理者業務といたしまして、その自動車の運行計画をされて管理されているのでしょうか。そのへんについてお伺いします。

○総務課長（西村洋一君） 計画に載せるような内容は、運行日誌のほうに掲載しておりますので、それに沿って運行しているというところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 先ほど総務課長から、管理が51台というふうに答弁がありましたけども、確認ですけども、これは消防の積載車ですかね、そういうのも入って、また単車も、管理の51台に入っているのでしょうか。それと、あと1点ですけども、管理台帳とおっしゃったですけども、これ整備台帳というふうに読み替えてもよろしいでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどの51台につきましては、町が所有する車両でありまして、ポンプ積載車等も入っております。リースはまた別になります。

それと整備台帳につきましてですかね、これにつきましては、別途、車検の時期とか、点検の時期とかを管理するような書類として、整備はしております。

○5番（森山 宏君） 併せてですけども、今度は、さっきから所有車両のことをおっしゃっていましたが、今度は逆に私用車、運転に従事される方、これの管理も一緒になさっているんですかね。というのが今普通免許とか、中型免許とか、新しく変わって

きて、たぶん乗れない車もあるんじゃないかというふうに考えられますので、その把握までされているのかお伺いします。

○総務課長（西村洋一君） 年度当初に、全職員の免許の種類と更新時期の確認を行っております。その中で、運転できない車両の把握や、免許更新の忘れ等がないように管理をしております。ちなみに令和4年4月に調査した際には、更新もれはございませんでした。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、交通安全対策について、金子議員の関連質問を終わります。

次に、一つ、今後の町政運営について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） では、次の質問をさせていただきます。後ろにずらっと並んだ記者さんが、早く始まらないかなあというような圧を非常に背中で感じておりまして、質問させていただきます。

今後の町政運営について、お伺いさせていただきます。昨日の一般質問でも、町長は就任からこれまでの行政運営について振り返りながら、正面から真剣に答弁されておりましたので、私から改めて個別の政策について、振り返って、どうこう申し上げるつもりはございませんが、一生懸命に全力で頑張っておられたことは、大きく評価できると思います。これまで想像もしていなかったような、大きな逆境の中での、就任一期目を締めくくる時期が近づいています。ご自身が感じられた、就任からこれまでの総括と、来たる来年4月の改選に向けての、長谷町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） ただいま私のほうに対しまして、これまでの総括と、来たる来年4月の改選に向けての、私の考えをお尋ねいただいたところでございます。

まず初めに、これまでの総括について、申し上げるところでございませうけれども、私自身任期4年の最終年度、そして任期期間の来年4月まで、残り4ヶ月を残しておりますが、現状におきまして、大局的な見地から申し上げるところでございませう。

まず初めに、これまでの任期期間におきましては、行政経験を活かし、新たな気持ち、新たな力、新たな知恵を注ぎ、全力でまちづくりに傾注して参ったところでございませう。そして湯前町民であることに誇りを持ち、豊かで明るく住みよい町にするために、町民憲章の基本姿勢と将来像を尊重し、「健康で、心豊かであること」、「平和・勤勉・明朗であること」、「自然を・人を・郷土を愛すること」、そして「活力があり、未来を創造すること」、最後に「先人に学び、文化を継承すること」、とし、その上に立ってキャッチフレーズを「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」を掲げ、各種政策に基づき施策を実行してきたところでございませう。テーマは、「修復」としてス

で見てみたいとも思っております。そして、そのことへの大きな責任を感じております。湯前町の大地に、いろんな種を蒔き、芽が出たり出なかったりと、さまざまな育て方で、それぞれの成果も違いがあり、また緑の多い収穫という成果を迎えたいとも思っております。それは私に与えられた課題であり、解決すべきものと認識しております。「町民目線で郷土に誇りが持てるまちづくり」、そんな思いとして、しっかりと前を向いていきたいというふうに思っております。加えまして、支援者の皆さま、後援会の皆さまのお話をお伺いし、私の思い、前向きな姿勢に対して、御理解をお願いし、その方向に理解していただけるようお願いすることを前提といたしまして、町民の皆さまの信託をいただけるのであれば、引き続き湯前町の町政を担わせていただきたいというふうに思っております。また一期目に掲げた、五つの約束、「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」、「安全・安心に暮らすことができるまちづくり」、「基幹産業である農林商工業等の持続的な発展」、「地域資源を活用したまちづくり」、そして「未来につながる健全な財政運営」の五つの柱を、引き続き掲げ、これまで築き上げた礎をさらに強化し、これまでに実現していない約束を、実行するために、実現するために、出馬の意向を決意することといたしました。今ある地域資源にさらに磨きをかけ、ブラッシュアップする意味、より良い状態へ高める意味として、昇華として、心豊かで活力があり、未来を創造することを目指して、しっかりと前を向いて、行動して行く所存でございます。

以上、私の思いをお伝えしたところでございます。ありがとうございました。

○8番（金子光喜君） 力強い決意の言葉と受け取らせていただきました。今回は、前段で長々と交通安全について質問しましたが、この質問につながるという意味で、質問したつもりです。来期も町長として、続投されるのであれば、町政のハンドルを握るのは町長です。ぜひ安全運転を心掛けていただきたい。それは、ゆっくりのノロノロ運転では困ります。かといって、暴走や信号無視をしてもらっても困ります。しっかりと雨が降っても、風が吹いても、力強くしっかりと、地に足をつけて、四輪駆動の如く、前に進んでいただきたい。そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、今後の町政運営について、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、今後の町政運営について、関連質問を終わります。

以上で、金子議員の質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

-----○-----

日程第2 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第56号、「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案56号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が、令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があります。

また、この規約を変更しようとするときは地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（西村洋一君） 改正の内容について御説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するものです。

別表第1及び第2の中から、「菊池環境保全組合」を削るものです。

町長から説明がありましたとおり、菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合からの脱退によるものです。

附則として、この規約は、令和5年4月1日から施行することを定めております。

以上、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更するときは、県下の他の加入団体との同様、議会の同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 3 議案第 57 号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 3、議案第 57 号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 57 号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与等に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 令和 4 年の給与改定につきましては、熊本県人事委員会勧告の内容に準じて、また、地方公務員法の改正に準じて本町の改定の検討を行ってきたところであります。

熊本県の令和 4 年度の給与改定は、県内の民間企業の給与等の状況を調査分析され、また他の地方公共団体の職員給与等の状況を総合的に勘案し、初任給および若年層の月額給与、および職員の勤勉手当を引き上げる改定となっております。

給料表の引き上げ額は、高卒程度の初任給は 4,000 円引き上げ、また大学卒業程度 3,000 円引き上げ、その他若年層の職員が在籍する号給の引き上げの改定となっております。また、特別給である期末・勤勉手当については 0.1 月分引き上げとなり、年間 4.3 月分が 4.4 月分となります。

今回の給与条例改正では、2 つの条で構成しております。

9 ページの新旧対照表により御説明いたします。

まず、第 1 条関係です。第 21 条第 2 項第 1 号は、勤勉手当の支給月数を 0.1 ヶ月分引き上げるものでございまして、すでに支給を終えている令和 4 年度の「6 月分は 100 分の 95」のまま、令和 4 年 12 月の支給する勤勉手当にて調整する形で、勤勉手当を「100 分の 105」とするものでございます。

また、第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給月数を 0.05 ヶ月分引き上げるものでございまして、すでに支給を終えている令和 4 年度の「6 月分は 100 分の 45」のまま、令

和4年12月の支給する勤勉手当にて調整する形で、勤勉手当を「100分の50」とするものでございます。

併せて、行政給料表のそれぞれの給与月額額の金額の改定を行うものです。

次に、19ページをお開き下さい。第2条関係の新旧対照表です。

第21条第2項第1号は、さきほど説明した第1条で改正した勤勉手当を、令和5年4月1日からの新年度に反映させるもので、勤勉手当0.1ヶ月分の引き上げを、6月と12月の2回の勤勉手当を、それぞれ均等に反映させた形で改正するもので、「100分の100」に改正するものです。

また、第2号では、再任用職員と当該再任用職員の6月と12月の勤勉手当を、それぞれ「100分の47.5」に改正するものです。

7ページに戻っていただき、附則になります。施行日の規定です。

第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしていますが、第2条の規定は、令和5年4月1日からの施行を定めています。

8ページを御覧ください。第2項で、第1条の規定を令和4年4月1日に遡及して適用させる内容のものでございます。

第2条、改正後の給与条例で支払う場合に、改正前に支払った給与は、内払い扱いとする規定です。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第4 議案第58号 湯前町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第58号、「湯前町職員の定年等に関する条例等

の一部を改正する等の条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 58 号、湯前町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、湯前町職員の定年引上げに関する各種制度を整備する必要があるため、関係条例の改廃を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは御説明を申し上げます。

国家公務員法等の一部を改正する法律の制定により、令和 5 年度から国家公務員の定年については、現在 60 歳の定年が、2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられるとともに、組織全体として活力の維持や高齢期における多様な職業生活の支援などを図るため、役職定年及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることとなりました。

これを受けて、地方公務員法の一部を改正する法律が、令和 3 年 6 月に公布され、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定める地方公務員についても、同様の措置を講ずることとされました。

このことを踏まえ、本町におきましても職員の定年を引き上げるなど、所要の改正を行い、湯前町職員の定年等に関する各種制度を整備するため、関係条例の改廃を行うものであります。

なお、この度の議案書は 50 ページにわたりまして、すべてを御説明いたしますとかなりの時間がかかり、また分かりづらくもなりますので、議員の皆さま方からも簡潔に説明するよう御指示がございましたので、この度の改正のポイント 5 点に絞って、そこを中心に御説明をしたいと思います。議案書には、その改正内容、ポイントで説明した内容が記載されているということで、御理解いただきたいと思います。

それでは、ポイントの 1 点目です。職員の定年を現在の 60 歳から 65 歳まで引き上げます。このことは 2 ページに記載されております。

なお、引き上げは段階的に行われまして、経過措置といたしまして令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつの引き上げとなり、令和 13 年 4 月から規定の 65 歳となります。年度ごとの定年年齢は、6 ページ下段から記載がされております。御覧いただきたいと思います。

次に 2 点目です。管理監督職上限年齢制、いわゆる役職定年制度の導入でございます。本町の場合、管理監督職とは課長級でございまして、上限を 60 歳までとするものです。60 歳を超えた際には、課長より下の役職に降任となります。これにつきましては、3 ページから記載がございます。

次に 3 点目です。現在の再任用制度を廃止し、暫定的に再任用制度を継続する「暫定

再任用制度」の導入と定年前再任用短時間勤務制度を導入いたします。

具体的には、現在の再任用制度を廃止しまして、既に再任用職員としてお勤めいただいている方が65歳になられるまでは、暫定再任用制度として時限導入をいたします。

湯前町職員の再任用に関する条例の廃止を14ページに、また暫定再任用制度の導入に関する記載が20ページにあります。

また、定年前再任用短時間勤務制度を導入します。これは令和5年4月1日以降に60歳を迎え一旦定年退職し、フルタイムではなくパートタイムの再任用制度を設けるということとなります。6ページに記載があります。

次に4点目です。60歳を超えた職員の基本給与を7割水準で設定いたします。12ページに記載があります。

最後、5点目です。これまで説明いたしました内容等につきまして、対象となる職員に対し、情報提供と意思確認制度を確立いたします。7ページに記載があります。

また、この度の改正では、定年延長と合わせて、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正も行います。

改正の理由は、職員が災害復旧支援による重機の操作、地域ボランティア参加による機械の操作などを行うなど、職務内容が多様化していることに伴い、様々な場面での事故を想定し、交通事故以外の事故を審議会に諮ることができるようにするものです。

具体的には、職員が事故を起こし、その罪に問われた場合、その罪の執行を猶予された者で、その罪が過失による場合は、町長が別に定める審議会に諮り、その情状を考慮して特に必要と認めたとときに限り、職を失わないものとするところとすることとなります。7ページに記載があります。

また、併せまして、字句の修正等が必要な個所の改正も行っているところとなります。

なお、この度改正いたします条例は、「湯前町職員の定年等に関する条例」、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例」、「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例」、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「湯前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、「職員の育児休業等に関する条例」、「湯前町公益法人等への職員の派遣等に関する条例」、「湯前町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例」、以上9つの条例の改正となります。

また、先ほど説明いたしました「湯前町職員の再任用に関する条例」は廃止となります。

14ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行となります。

ただし、附則第 11 条の規定は公布の日から施行すると定めております。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 58 号、「湯前町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 5 議案第 59 号 湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 59 号、「湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 59 号、湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ひとり親家族等医療費助成の対象者の定義を明確にするため、条例の一部を改正をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、今回の改正の主な内容について御説明いたします。「ひとり親家庭等」の認定につきましては、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業事務取扱により、児童扶養手当の認定にかかる取り扱いを準用することとなっているところですが、本町条例において、医療費助成対象者の定義を分かりやすく明確にするために、条例の一部を改正するものでございます。なお、条例改正前でも、運用上は問題ないところでございます。

6 ページの新旧対照表により、主なものについて御説明いたします。

第 2 条は、本条例の用語の定義を定めております。

用語の一つ目の「ひとり親家庭」の定義に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆる DV 防止法の規定による「被害者の子への接近禁止命令が発

令されている児童」を追加しました。

7ページをお願いします。

こちらでは、用語に「父母のない児童」と「養育者」を新たに設け、その定義を定めました。

次に「ひとり親家庭等」の定義を「ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭」に改め、説明を整理しました。

次に、「受給資格者」を「助成対象者」に改め、その定義を「この条例による助成を受けることができるものは、湯前町に住所を有するもので、次のいずれかに該当するもののうち、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であって、町長が医療費助成の対象者として認定したものをいう (1) ひとり親家庭の父または母 (2) ひとり親家庭の児童 (3) 父母のない児童 (4) 養育者 (5) 児童扶養手当支給の認定を受けている者とし、分かりやすく具体的に決めました。

「医療保険各法」の定義には、「高齢者の医療の確保に関する法律」いわゆる「後期高齢者医療保険」を追加しました。

8ページをお願いします。

第3条、第4条、第7条は、「受給資格者」を「助成対象者」に改めるなどの字句の整理を行いました。

附則として、「この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。」とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 6ページの、児童の定義について確認させていただきます。

変更前は、「上記に掲げる場合を除き」、ということで、ひとり親家庭の児童は、20歳以下、そしてそれ以外の児童については、18歳以下となっていました。今回変更のときに、「上記に掲げる場合を除き」、というのが取り除かれているということは、この児童というのは、一律18歳以下になるのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず児童についてが、18歳以下ということで、ひとり親家庭の中には、20歳未満で扶養されている場合ということになりますので、若干違うこととなります。

○4番（椎葉弘樹君） 例えば7ページの、助成対象者のところを見ていただきますと。(1)から(5)が書いてありまして、その中の(2)と(3)に、ひとり親家庭の児童と、(3)で、父母のない児童。というのがあります。ということは、(2)の、ひとり親家庭の児童は、20歳以下。障害のある方の児童を含めての20歳以下。そして(3)については、これは18歳以下ということなんでしょうか。ちょっと児童の定義がよく分からなかったものですから確

認しています。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今議員がおっしゃられたとおりの解釈になると思います。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、先ほどの6ページの、「上記に掲げる場合を除き」、という部分は、ひとり親家庭は20歳。そしてそれ以外の児童は18歳ということになるのであれば、この「上記に掲げる場合を除き」、という部分は、そのままでもよかったですのではないのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時39分

再開 午前11時46分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休息を終わり会議を続けます。

ただいま、議案第59号の審議の途中ですが、この審議は、最終日にまた審議することとして、本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日12月10日から12月13日までの4日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月10日から12月13日までの4日間を休会とすることに決定しました。

次の会議は、12月14日午前10時に開きます。議事は、補正予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午前11時47分

第 3 号

12 月 14 日 (水)

令和4年第9回湯前町議会定例会

[第3号]

令和4年12月14日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第59号	湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2	議案第60号	令和4年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について
日程第 3	議案第61号	令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 4	議案第62号	令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第 5	議案第63号	令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 6	議案第64号	令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 7	議案第65号	令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）について
日程第 8	議案第66号	工事請負契約の変更について
日程第 9	議案第67号	工事請負契約の変更について
日程第10	議案第68号	工事請負契約の締結について
日程第11	議案第69号	工事請負契約の締結について
日程第12	議案第70号	工事請負契約の締結について
日程第13	発議第 1号	豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化を求める意見書について
日程第14		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）
日程第15		議員派遣について
日程第16		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第17		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第18		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二
3番 遠坂 道太
5番 森山 宏
7番 味岡 恭
9番 山下 力

2番 西 靖邦
4番 椎葉 弘樹
6番 黒木 龍次
8番 金子 光喜
10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局長 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町 長	長 谷 和 人	副 町 長	富 安 智 詞
教 育 長	中 村 富 人	総 務 課 長	西 村 洋 一
会 計 管 理 者	高 橋 誠	税 務 町 民 課 長	北 崎 真 介
教 育 課 長	浅 田 徹	保 健 福 祉 課 長	高 木 堅 介
建 設 水 道 課 長	中 園 誠 二	企 画 観 光 課 長	本 山 り か
農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稻 森 一 彦	建 設 水 道 課 主 幹	伊 藤 賢 一 郎

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第9回湯前町議会定例会、第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第59号 湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第59号、「湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、12月9日の議事を続けます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第59号「湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、第二日目に説明しましたが、椎葉議員からの御指摘があり、内容を確認したところ、修正が必要であることが判明しましたので、その修正部分について御説明いたします。

まずは、今回、私の確認不足によりまして、議案の修正になりましたことにつきまして、お詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

それでは、修正箇所2点について、御説明いたします。

6ページの新旧対照表になります。

第2条の表中、第2項の児童の定義につきまして、修正前は「上記に掲げる場合を除き」を削除しておりました。修正後は「上記に」を「前項各号に」に改めるものでございます。

このことにつきましては、前項の「ひとり親家庭」の定義中の児童が「20歳未満」であり、この定義を除外する必要があるためでございます。

次に7ページをお願いします。

「助成対象者」の定義につきまして、修正前は、第5号に「児童扶養手当支給の認定を受けている者」を入れておりましたが、本条例の定義と重複しておりますので、この定義を除き、修正後の定義を、第4号の「養育者」までといたしました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。ただいま再提出されたものを原案として審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

再提出された議案を原案として審議することに決定しました。

審議を続けます。発言を許します。

○議長（倉本 豊君） 質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号、「湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 議案第 60 号 令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 2、議案第 60 号、「令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 60 号、令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,429 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 9,169 万 8,000 円とするものです。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、マイナンバーカード関連申請書作成システム購入費の補正、保育所運営費補助金の補正、町営住宅解体工事の補正、台風 14 号に伴う農地・農業用施設災害復旧工事費の補正が、主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは、議案書の事項別明細書の歳出から御説明いたします。

14 ページを御覧ください。

款 1 議会費、一般職給料 1 万 3,000 円と職員期末勤勉手当 7 万 5,000 円は、給与改定に伴う増となります。人事院勧告に伴う増でありまして、これから御説明しますほぼ全ての款において同じ理由の補正でございますので、以降の説明は省略させていただきます。

扶養手当 3 万 9,000 円は、職員の扶養親族の増に伴うものです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等の中の上から 2 行目、

一般職児童手当 43 万円は、対象児童の増加による増となります。

その下、特別職退職手当負担金 71 万 3,000 円は、教育長分の負担金計上でございます。一番下、管理職員特別勤務手当 2 万円は、職員採用試験の休日開催に伴う手当を計上いたしました。

節 8 旅費、普通旅費 20 万円は、コロナの落ち着きにより各種大会や要望活動などが再開されたこと、また町長の行政報告でも説明がありましたように企業誘致関係で町長のトップセールスなど、出張が増えまして旅費の不足が見込まれることから増額計上いたしました。

節 10 需用費、消耗品費 97 万 7,000 円は、コピー機械関係の老朽化に伴いまして、ドラムユニットなどの交換頻度が増加したこと、また消耗品価格の高騰、令和 2 年 7 月豪雨に伴う工事の本格化と台風第 14 号の災害復旧関係で、印刷枚数の増加がかなり増えましたこと、また、道路交通法の改正によるアルコールチェッカーを大量に購入しなければならなかったこと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、薬事承認されました抗原検査キット購入などの理由により、予算の不足が見込まれることから増額計上いたしました。

節 12 委託料 36 万 7,000 円は、会計年度任用職員の増加による職員健康診断委託料の増と、職員採用試験の追加募集を行うための経費を計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金 5,000 円は、去る 10 月 23 日開催のくま川鉄道の除草作業時に、町民の方が怪我をされたことに伴う共済組合からの交付金を計上いたしました。なお、財源は共済組合から保険金として支払われます。

目 2 文書広報費は、自衛隊から隊員募集の PR 経費として当初予算より 1,000 円多く歳入いたしましたので、財源更正を行いました。

目 5 財産管理費、節 1 報酬 1 万 7,000 円は、会計年度任用職員の時間外報酬の不足が見込まれることから、増額計上いたしました。

節 10 需用費 105 万 5,000 円は、公用車関係の燃料費と庁舎等の電気料金の値上げに伴い、増額計上いたしました。

なお、同様の理由で他の款も増額計上しておりますので、以降の説明は省略させていただきます。

15 ページをお願いいたします。

節 11 役務費 16 万 2,000 円は、当初予算計上後に取得した車両分の自動車損害保険料を増額計上いたしました。

節 26 公課費 1 万 2,000 円は、町のマイクロバスが新車登録から 13 年が経過いたしましたので、重量税が増税されることから、増額計上いたしました。

目 12 災害復旧管理費 2 万 6,000 円は、台風 14 号による災害復旧に係る査定等の対応

を行うために、会計年度任用職員を新たに雇用するため、パソコン1台のリース料を計上いたしました。

項2 徴税費、節12 委託料 20万2,000円は、住宅の新築が当初見込みより数が多く、固定資産家屋評価業務委託料の不足が見込まれることから、増額計上いたしました。

項3 戸籍住民基本台帳費、節3 職員手当等の下段、時間外勤務手当等 9万5,000円は、マイナンバーカードの休日交付に係る時間外手当を増額計上いたしました。

節11 役務費 2万4,000円は、マイナンバーカードの交付に関する通信費を増額計上いたしました。

節17 備品購入費 311万円は、マイナンバーカード関連申請書作成システムの購入費を計上しました。マイナンバーカードを機械にかざし、画面に出てくる必要な書類をタッチしますと、申請書が自動で作成されるというものでございます。

なお、先に説明しましたマイナンバー関係の時間外手当等と通信費も合わせて、財源は国のマイナンバーカード交付事務費補助金が247万円交付されますが、一部町がオプションで希望します申請書作成の種類分については一般財源となります。

16ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節18 負担金補助及び交付金 4,000円は、球磨郡障害認定審査会運営負担金の増によるものです。

節19 扶助費 10万円は、難聴児補聴器購入費助成の新規相談がありまして、対象者1人分を増額計上いたしました。

節22 償還金利子及び割引料 213万6,000円は、説明欄に記載しております各種事業の令和3年度分精算に伴う返還金を計上しました。

節27 繰出金 6万9,000円は、国民健康保険特別会計へ、事業費の不足分を繰り出すものです。

目2 老人福祉費、節27 繰出金 17万8,000円は、介護保険特別会計へ、事業費の不足分を繰り出すものです。

17ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節7 報償費 15万円は、出生予定者数1名の増に伴う、出生祝金の増額計上です。

節18 負担金補助及び交付金の公立多良木病院病児・病後児保育事業運営負担金は、令和3年度事業費確定に伴う追加負担金8万2,000円の計上です。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金13万3,000円と、病児保育事業補助金2万円は、事業費不足が見込まれることから各補助金を増額計上いたしました。

節22 償還金利子及び割引料 100万4,000円は、令和3年度事業精算に伴う返還金を計上しました。

目2 児童措置費、節18 負担金補助及び交付金 1,785 万 4,000 円は、湯前保育園、慈光こども園の運営費と広域入所運営費負担金は、入園者及び入園見込み者の増と公定価格改定に伴い、それぞれ増額計上しました。

財源には、子供のための教育・保育給付交付金 1,024 万 2,000 円と、入所児童保護者負担金 48 万 8,000 円を充当いたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節1 報酬 3 万 3,000 円と節8 旅費 1 万 3,000 円は、こころの相談事業精神科医師報酬と費用弁償で、当初4回を予定しておりましたが、不足が見込まれるため2回分を増額計上いたしました。

節19 扶助費 38 万 3,000 円は、養育医療費助成金の不足が見込まれることから増額計上いたしました。

なお、財源には養育医療費国庫負担金 5 万 3,000 円と、養育医療費県負担金 2 万 6,000 円を充当いたします。

節22 償還金利子及び割引料 2 万 2,000 円は、令和3年度熊本県市町村自殺対策推進事業の精算に伴う返還金を計上いたしました。

18 ページをお願いいたします。

目2 予防費、節12 委託料 13 万 7,000 円は、各がん健診の受診者数の増加により、不足見込み額を増額計上いたしました。

節22 償還金利子及び割引料 15 万円は、令和3年度感染症予防事業の精算に伴う返還金を計上いたしました。

目4 新型コロナワクチン接種事業費、節12 委託料は、上段の医療用産業廃棄物処理業務委託料の中で、接種に使用した注射針は感染性廃棄物として別途処理しなければならないということで、予算の付け替えでございます。

節22 償還金利子及び割引料 431 万 1,000 円は、令和3年度ワクチン接種事業の精算に伴う返還金を計上いたしました。

項2 清掃費、節3 職員手当等 5 万 7,000 円は、災害ゴミ対応に伴う時間外勤務手当等を増額計上いたしました。

節18 負担金補助及び交付金 200 万円は、台風14号に伴う災害損壊家屋等自費解体費補助金を計上いたしました。

なお、財源には国の災害廃棄物処理事業費補助金 100 万円を充当いたします。

項3 上水道費、節27 操出金 1,040 万円は、一般会計出資債（上水事業）で起債したものを、水道事業会計へ繰り出すものです。

19 ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費、節1 報酬 2 万円と、節3 職員手当等の時間外勤務手当マイナス 3 万円は、会計年度任用職員の時間外手当の節が間違っ

計上しておりましたので、今後の見込み額を調整しての、予算の付け替えです。

款6 商工費、項1 商工費、目3 観光費、節10 需用費 93万8,000円は、湯楽里コテージ用低圧給水ポンプの老朽化による取替修繕にかかる費用を計上しました。

款7 土木費、項2 道路橋りょう費、目1 道路維持費、節15 原材料費 20万円は、下村区にごじます里道整備に伴い原材料費を支給するものでございます。

項4 都市計画費、目1 公共下水道費、節27 操出金 173万8,000円は、下水道特別会計操出金でございます。

20 ページをお願いします。

項5 住宅費、節14 工事請負費 505万円は、湯前郵便局の南側に位置し、老朽化しております町営上牧原住宅3棟の解体工事を行うものです。

款8 消防費、節11 役務費 4,000円は、デジタル簡易無線の故障に伴います修理依頼手数料を計上いたしました。

款9 教育費、項2 小学校費、節10 需用費の一番下、修繕料 157万3,000円は、小学校体育館トイレの配管修繕と、運動場手洗い場給水管の修繕、2階教室空調機の修繕を行うものです。

目3 文化財保護費は、街なみ環境整備事業の事業費の確定による社会資本整備総合交付金の減額に伴う財源構成です。

項4 社会教育費、目4 美術館費、節10 需用費 20万円は、地域おこし協力隊による漫画美術館関係のイベント開催に伴う消耗品費でございます。

21 ページをお願いします。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、節3 職員手当等の時間外勤務手当等の 46万4,000円は、ウィズコロナという流れになり各イベント等が再開されておりますが、加えまして、感染防止対策という新たな準備と当日の対応が非常に複雑になっておりますので、その準備のための手当を増額計上いたしました。

目2 体育施設費、節10 需用費 40万円は、テニスコート改修工事に伴うフェンス修繕の不足額を増額計上しました。

節12 委託料で海洋センター外部清掃等委託料 7万5,000円は、今後の不足見込み額を増額計上いたしました。

スポーツコミュニティ活性化事業委託料マイナス 130万円は、財源をB&G防災拠点研修補助の活用を見込んでおりましたが、防災研修事業に充当したため、財源の問題により事業を中止するものです。

節17 備品購入費 75万7,000円は、テニスコート改修に伴う審判台、テニスネット、フットサルゴールを購入するものです。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、節14 工事請負費 3,250万円は、台

風 14 号災害に伴います農地・農業用施設災害復旧工事費となります。

農地関係は、馬返地区、向田 1 地区、上堀田 1 地区の 3 地区、施設関係は、東牧原地区、向田 2 地区、向田 3 地区、上堀田 2 地区、上山ノ口地区の 5 地区、合計 8 地区の工事となります。

なお、財源に県の農地・農業用施設災害復旧事業費補助金 1,692 万 1,000 円と、農林施設災害復旧債 1,170 万円、受益者分担金 66 万 3,000 円を充当いたします。

款 11 公債費、節 22 償還金利子及び割引料 24 万 2,000 円は、臨時財政対策債 2 件の変動金利の見直しにより増額補正となります。これは金利が下がりにまして、予算の増額はしておりますが、最終的に支払う金額は下がったということでございます。金利が下がって、元本を多く早めに払うということでございます。

次に、歳入の説明です。11 ページをお願いします。

歳出で説明した分を除いて説明いたします。

款 10 地方交付税に、今回の補正財源として 1,132 万 5,000 円を計上しました。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金、節 1 衛生費補助金マイナス 7 万 5,000 円は、風しん追加的対策事業費の決定による減額となります。

目 4 土木費国庫補助金、節 2 住宅費補助金 214 万 3,000 円は社会資本整備総合交付金（地域優良賃貸住宅分）の要望額より上乗せで内示がありましたので、増額計上いたしました。

節 3 街なみ環境整備費補助金マイナス 14 万 7,000 円は、事業費の変更による減額となります。

12 ページをお願いします。

款 15 県支出金、項 1 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費補助金 37 万 9,000 円は、熊本県権利擁護人材育成事業補助金の申請に伴う予算計上です。

款 20 諸収入、項 4 雑入、節 1 過年度収入の上段、令和 3 年度障害者自立支援給付費等国庫負担金精算追加交付金として 411 万 5,000 円、下段、令和 3 年度熊本県障害者自立支援給付費等負担金精算追加交付金として 204 万 5,000 円が交付されるものです。

節 3 雑入の下段、第二蓑谷地区農村地域防災減災事業負担金返還金 2,273 万 9,000 円は、県が行います蓑谷ため池の底樋改修工事において、令和 4 年度の事故繰越の事業として行われていたが、入札不調などの理由によりまして完了の見込みが立たず、一旦不用額として処理され、本町が支払っております令和 2 年度の負担金が返還となったものです。

ただし、当然この事業は継続される予定でありまして、再度負担金を支払うこととなります。

款 21 町債は、目 3 土木債、節 1 住宅整備債マイナス 220 万円は、社会資本整備総合交

付金（地域優良賃貸住宅事業）214万3,000円が交付されることに伴い、その分予定して
いました住宅整備債を減額するものです。

21ページ以降に給与費明細書を載せております。

8ページを御覧いただきたいと思います。

第2表、地方債の補正で「変更」です。住宅整備事業債、一般会計出資事業債の限度
額を変更するものです。町債の総額は、10億5,760万円となります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 14ページですけども、項1総務管理費、目1一般管理費、節8
旅費の20万円についてなんですけども、先ほど御説明があったんですけども、普通旅費
の不足見込み分の種類といいますか、航空賃とか車賃とか、日当とか宿泊料があります
けど、そのうちのすべてなんですかね。すべて含んだトータルが20万円ということなん
ですかね。

○総務課長（西村洋一君） はい、すべて含んだ金額になります。

○4番（椎葉弘樹君） 21ページの体育施設費、施設備品購入費75万7,000円について、
お尋ねします。現在のテニスコートにおいては、審判台が2台、そしてテニスコート2
張、それ以外にベンチが4つあります。その4つのうち3つは破損しておりまして、残
りの1つも老朽化しております。このベンチについては、備品購入の考えはないのかに
ついて、お尋ねします。

○教育課長（浅田 徹君） 今回の補正予算内容としましては、審判台とテニスネット
ですね、フットサルゴールということで計上しております。メーカーの公表価格で採用
しておりますので、入札残があるかもしれません。そういった予算の余裕があればベン
チのほうも、少し検討したいとは思っております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 予算の空きがあれば、ベンチのほうも検討していきたいという
ことなんですけど、やはりテニスをするうえでは、ベンチというのは、必要なものと思
っています。これ遅かれ早かれ準備しなくてはいけないんですが、町長お尋ねします。
このベンチというのも必要なんでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） はい、ベンチ、あったら利用者の方は、利便性は高まると
思いますので、先ほども申しましたように、予算等を見ながら導入は検討したいという
ふうを考えております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 今回の75万7,000円において、もし空きがなかったら、もうベ
ンチは用意しないということなんですか。それとも75万7,000円で足りなかった場
合は、補正してベンチも追加していくというお考えなんですか。

○教育課長（浅田 徹君） 今後、テニスコートの改修工事進めていきますが、その中

で、備品購入等も入札手続きは行っていきますけども、予算が足りない場合とか、ベンチの必要の声も聞くとお思いますので、新年度予算対応とか、そういったかたちで、何らかの対応はしたいと考えております。以上です。

○1番（吉田精二君） 20ページの小学校費の需用費で、光熱費の補正57万6,000円ですが、当初予算では277万円2,000円ですけど、今回57万6,000円、2ヶ月分ほど増額補正してあるんですが、令和3年度の決算が299万円、まあ300万円近くなんですけど、当初予算で277万円と、90パーセントに近く落としてあるんですけど、当初予算の組み方がちょっと甘かったんじゃないかというようなことで、当初予算の組み方について、どのような考えだったのか説明をお願いします。

○教育課長（浅田 徹君） 小学校費の光熱費の増額の補正予算ということで、まあ経常的な経費ですので、大変申し訳なく思っております。小学校のほうにつきましては、少し事情がございまして、すいません、まずは当初予算の組み方ですね、前年を概ね参考にして組んでおります。ちょっと積算が甘かった部分もあったかなと感じております。今回の増額の主な要因につきまして、ちょっとお話をさせていただきます。総務課長から電力単価の上昇もあるということでしたけども、小学校の電力契約が、業務用電力Aという契約の内容になっています。こちらにつきましては、当該使用月の近1年間で一番使用量の高かったキロワット数で基本料は定められておまして、湯前小学校におきましては、2022年3月に138キロワットが最大でございまして。この部分で大きく基本料金が今上昇しておりますので、その分の跳ね返りが大きいという認識でおります。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 21ページの保健体育費、スポーツコミュニティ活性化事業委託料130万円の減額について、お尋ねします。当初予算では3つの事業がありまして、防災体験事業、それからルネサンス研修の人材育成事業、そして3つ目が児童運動プログラム指導者養成講座というものがございました。今回の減額というのは、この3つの事業のうち、どれができなくなったということなんでしょうか。ちょっと総務課長の説明では分かりにくかったので、改めて説明を求めたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 議員、御質疑のとおり、このスポーツコミュニティ活性化事業委託料につきましては、3つのメニューを設けておりました。今回の130万円の減額ですけども、防災体験をスポーツと合わせる。あるいは防災体験をスポーツで学ぶといった部分の事業になります。このぶんの減額となります。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） これは財源不足ということなんですけど、このスポーツで学ぶ防災体験事業、これは、補正してでもやった方がいい事業だったのか、それとも財源がなければしなくてもいい事業だったのか、どちらなんでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） この防災体験事業につきましては、当初、夏場に実施することを計画しておりましたけども、ちょっと受け手が見つからないといった事情もございました。予算削減することなく実施したかったのですが、やはり財源も重要と思っておりますので、財源があつたらぜひやりたいと考えております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 60 号、「令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 61 号 令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第 3、議案第 61 号、「令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 61 号、令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,646 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,966 万 1,000 円とするものです。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、一般被保険者療養給付費などの補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 61 号、令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から願います。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、この度の湯前町一般職の

職員の給与に関する条例の一部の改正により、節2給料に1万4,000円と、同じく節3職員手当等に時間外勤務手当3万円を含む5万5,000円の、合計6万9,000円を計上しました。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費については、節18負担金補助及び交付金に一般被保険者療養給付費3,000万円、同じく目3一般被保険者療養費、節18負担金補助及び交付金に40万円を、また、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節18負担金補助及び交付金に600万円を計上しました。

これらは、令和3年度から引き続き高額となる案件や件数が度重なり、療養給付費をはじめ、2か月遅れで請求が来る10月診療分以降の給付、負担金に対する今後の予算が不足すると見込まれるためでございます。

款2保険給付費に合計で、3,640万円の計上となりました。

続きまして、歳入を説明します。

7ページを御覧ください。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金に、歳出で計上しました款2保険給付費の対応分として、同額3,640万円を計上しました。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4職員給与費等繰入金6万9,000円は、歳出で御説明しました給与及び職員手当等と同額を繰り入れるものです。

歳入歳出それぞれ、3,646万9,000円を追加した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、「令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第62号 令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(倉本 豊君) 日程第4、議案第62号、「令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(長谷和人君) 議案第62号、令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ353万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,749万8,000円とするものです。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、球磨川上流流域下水道事業工事負担金の補正などがございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○建設水道課長(中園誠二君) 議案第62号、令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明いたします。9ページをお願いいたします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費の、節2給料から節4共済費につきましては、一般会計と同様に、職員の給与に関する条例の改正に伴い、算出した額をそれぞれ計上しました。

節18負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流流域下水道事業工事負担金としまして、186万7,000円を計上しました。

県が管理しております、球磨川上流流域浄化センターの更新事業として、補正予算を組まれた事に伴います、町村建設負担金となります。

全体事業費は、1,850万円であり、本町の負担割合は10.09パーセントとなります。

今回の予算計上により、「汚泥脱水機改築更新」と「多良木中継ポンプ場耐水化事業」を行う計画となっております。

款2下水道維持管理費、項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費、節10需用費に、90万円を計上しました。

これは、マンホールポンプ1か所におきまして、通報装置が作動しておらず、調査の結果、台風14号の落雷が原因と思われる故障と判明したことに伴います、予算計上となります。

款4公債費、項1公債費、目1元金、節22償還金利子及び割引料に、53万3,000円を計上しました。

これにつきましては、令和3年度に公営企業会計適用債を借り入れましたが、今回、その元金償還額を計上したものです。

次に、歳入になります。1ページ戻っていただき、8ページになります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金におきまして、歳出で御説明いたしました、人件費・修繕料と、工事負担金など173万8,000円を計上しました。

款5町債、項1町債、目1下水道事業債、節1下水道事業整備債180万円につきましては、球磨川上流流域浄化センターの工事負担金を予算計上したものです。

以上で、湯前町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君） 歳出の9ページですけど、維持管理費の公共下水道維持管理費、需用費で90万円補正してあります。マンホールポンプの修繕のようですけども、これにつきまして、財源としまして一般会計からの繰入金を充ててあるようです。維持管理費につきましては、大体は、前回は質問したんですけども、維持管理費につきましては、下水道料金の中で、大体賄うようなことになっております。法定外の繰り入れになると思いますが、町長にお尋ねしますが、今後もやはりこのように、一般会計からの法定外の繰り入れをやっていくつもりなのか、お答え願いたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時01分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○建設水道課長（中園誠二君） 本来、議員が言われるとおり、下水道事業会計の使用料収入から修繕料なども負担することが理想ではございますが、予算が不足し、一般会計からの繰り入れを行っているところでございます。これをなくしますと、大幅に使用料を値上げするなどになりかねないこととなります。今後も不足する場合は、一般会計からの繰り入れをすることになってくると思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号、「令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 63 号 令和 4 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案 63 号、「令和 4 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 63 号、令和 4 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 71 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8,015 万 8,000 円とするものです。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査謝金の補正などでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、議案第 63 号について、主な補正内容を御説明いたします。

事項別明細書、歳出 9 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、節 2 給料および節 3 職員手当等に給与条例改正に伴う担当職員の人件費 9 万 9,000 円を計上しました。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費および項 2 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費の節 10 需用費は、男性料理教室などで使用する食材代について、これまで、消耗品費で計上しておりましたが、調理したものを最終的に参加者が食べるため、食糧費へ組み換えました。

このことにつきましては、「地方公共団体 歳入歳出科目解説」という参考図書がございまして、この最新版の Q & A におきまして、「調理したものを参加者が食べる場合は食糧費が適当である。」とあり、会計室と協議しまして、今回予算を組み換えることといたしました。

目1 一般介護予防事業費、節7 報償費は、第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について、調査票の配布・回収にかかる謝金として61万9,000円を計上しました。

次に歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1 保険料、款3 国庫支出金、款4 支払基金交付金、款5 県支出金は、地域支援事業の財源として、それぞれの負担割合に基づいた額を計上しました。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 地域支援事業繰入金は、地域支援事業の町負担分を計上しました。

項5 その他の一般会計繰入金は、事務費繰入金9万9,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 9ページの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査謝金61万9,000円についてお尋ねします。これは、前回の調査では、健康推進委員さんをお願いされていたと思いますけども、今回も同様に健康推進委員さんをお願いされる予定でしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、今回も健康推進委員さんをお願いする予定でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 健康推進委員さんにおきましては、国民健康保険特別会計のほうで、当初予算として67万2,000円を計上しているところです。そうした場合に、今回の調査は、これにプラスして謝金を支払われるというところでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 国保のほうと同じ方になります。健診の希望調査配布と回収と同じになるんですけれども、この日当は重複しますので、その分は税務町民課と調整しまして、ニーズ調査分の配布回収に対する謝金分を別で計上となってございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今回61万9,000円ということで、謝金分の計上、これは人数的には、規則を見ても分からなかったものですから確認したいんですが、何人分に、いくらの謝金となる予定でしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず調査対象者が65歳以上で、要介護認定を受けていない方が調査対象になります。今積算しておりますのが1,363人の配布回収で、400円の54万5,200円ということで、あと健康推進委員さんの日当で、1,600円の2日としてございますが、その合計が61万9,000円となっております。この日当につきましては、税務町民課と調整しまして、出すか、出さないかになる予定でございます。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 健康推進委員さんの人数は、何人の方に対して支給される予定でしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 23人でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号、「令和 4 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 64 号 令和 4 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 64 号、「令和 4 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 64 号、令和 4 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,663 万 7,000 円とするものです。主な補正につきましては、保険料還付金の補正などがございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 64 号、令和 4 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、節 22 償還金利子及び割引料に、亡くなられた方、資格関連の変更による 2 名分の保険料還付金として、4,000 円を計上しました。

次に歳入を説明いたします。7 ページを御覧ください。

款 4 諸収入、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、節 1 保険料還付金に、歳出で説明しました還付金相当額、4,000 円を計上しました。

歳入歳出それぞれ、4,000 円を追加した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 64 号、「令和 4 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 65 号 令和 4 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 6 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 65 号、「令和 4 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 6 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 65 号、令和 4 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 6 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、企業債から一般会計出資金への予算の組み替えなどです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第 65 号、令和 4 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 6 号）について、御説明いたします。

2 ページを御覧ください。

第 2 条収益的支出及び、第 3 条資本的収入の補正になります。

第 2 条収益的支出につきましては、令和 4 年度湯前町水道事業会計予算第 3 条に定めた、収益的支出の予定額を補正するもので、科目、第 1 款、水道事業費用 6,033 万円に、33 万 8,000 円を追加し、6,066 万 8,000 円とするものです。

第 3 条資本的収入につきましては、予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を補正するものです。内容につきましては、第 1 項、企業債から、第 2 項、出資金へ、1,040 万円の前算の組み換えを行うもので、科目、第 1 款、資本的収入の合計額 1 億 896 万 3,000 円に変更はありません。

3 ページをお願いします。

第4条企業債の補正につきましては、補正前の限度額 7,940 万円から、先ほど説明しました、1,040 万円を減額し、補正後の限度額を、6,900 万円とするものです。

第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、一般会計と同様に、職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、今回の増額分を追加しました職員1名分の1年間分の費用を計上しています。

第6条他会計からの補助金につきましては、第3条資本的収入の補正におきまして御説明いたしました、企業債から出資金へ予算の組み換えを行った結果、一般会計からの補助金を受ける金額は、補正額 1,040 万円を増額した、2,448 万 2,000 円となります。としています。

10 ページをお願いします。

令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）見積の基礎により、御説明いたします。

まず支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費の節1給料から節4法定福利費につきましては、給与条例改正に伴います増額計上となります。

項2営業外費用、目1支払利息、節1企業債利息につきましては、企業債の償還利息分 24 万 9,000 円を計上しました。

次に収入ですが、企業債から一般会計出資債に、1,040 万円の予算の組み換えを行うもので、款1資本的収入の合計額 1 億 896 万 3,000 円に変更はありません。

以上で、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第66号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第66号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第66号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第3092号町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第1工区）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第66号、工事請負契約の変更につきまして御説明いたします。

タブレットの方は、03議案第66号、工事請負契約の変更についてを御覧ください。

本年3月15日の、第2回定例会におきまして、御可決していただきました、R2災補道第3092号町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第1工区）の請負契約につきまして、今回、変更をお願いしたく、御提案するものです。

1契約の目的、2契約の方法、4契約の相手方につきましては、変更ございません。

3契約の金額につきましては、変更前金額は5,596万2,500円でしたが、今回、6,675万8,217円に変更するものでございます。1,079万5,717円の増額変更となります。これらは、いずれも税込み金額となります。

主な増額の要因は、吹付法枠工におきまして、枠組みの現場での調整が必要になり、法面の掘削、法枠の延長及び面積を変更しております。

また、吹付法枠工箇所横の地山についても、浸食防止のため、モルタル吹付工を追加しております。

また、崩落しました土砂を撤去した結果、舗装面の状態が非常に悪かったので、車道部分の舗装を追加しております。

他にもございますが、以上が増額の主な要因となります。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。

よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 66 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 67 号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、議案第 67 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 67 号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

下里御大師堂保存修理工事（第 2 期）について、契約の工期に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育課長（浅田 徹君） 議案第 67 号、工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。9 月の定例会議会のほうで、変更契約の御可決をいただきました、下里御大師堂保存修理工事（第 2 期）でございます。

1 契約の目的、2 契約の方法、3 契約の金額、こちらにつきましては、変更ございません。

今回変更がございますのが、4 工期でございます。変更前、令和 4 年 4 月 2 日から令和 4 年 12 月 16 日まで。こちらを、変更後、令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 1 月 31 日まで、約一月延長するものでございます。

契約の相手方につきましても、変更ございません。

工期延長の主な理由でございますが、現在、御堂のほうは、概ね工事完了しております。防災設備の消防ポンプ倉庫の建築工事が残っております。こちらにつきまして、工事内容の変更、追加の工事、こういったものが発生しておりますので、約一月の延長をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 68 号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、議案第 68 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 68 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

第 32 号下町橋補修工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第 68 号、工事請負契約の締結について御説明いたします。タブレットのほうは、03 議案第 68 号、工事請負契約の締結についてを御覧ください。

1. 契約の目的は、下町橋補修工事でございます。
2. 契約の方法は、指名競争入札によります。
3. 契約の金額は、9,350 万円でございます。これは税込みの金額となっております。
4. 契約の相手方は

住所：熊本県上益城郡山都町千滝 222 の 1。

名称：株式会社 尾上建設。

代表者氏名：代表取締役 上村 雄二 でございます。

今回の工事は、橋梁点検結果に伴い、国庫補助金、道路メンテナンス事業を利用した補修工事となります。

主な工事内容は、壁石の撤去及び復元。中詰め剤の充填。輪石の補強。橋脚基礎部分の補強。表面防水工となります。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。よろしく願いします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○3 番（遠坂道太君） 下町橋の補修工事につきまして、お尋ねいたしますが、受けら

れた会社につきまして、私のほうも調べましたけれども、特に問題ないと私も思っておりますが、石橋関係の工法については、プロの会社と思います。そこで、やはりこう工事に、強い石橋ということで、工事をされると思いますので、その中で、追加の補正が発生するのではなかろうかと思いますが、そのへんについてはいかがでしょうか。

○建設水道課長（中園誠二君） 工事を行ううえで、不足する追加補正をお願いする場合が出てくるかと思えます。この下町橋補修工事につきましても、十分補正予算をお願いしなければならないことが出てくるのが予想されます。その場合には、今後の議会のほうで計上させていただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 69 号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第 11、議案第 69 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 69 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R 2 災補道第 5128 号町道牧良線（笹の平橋）復旧工事（他 2 合併）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第 69 号工事請負契約の締結について御説明いたします。タブレットの方は、03 議案第 69 号工事請負契約の締結についてを御覧ください。

1. 契約の目的は、R 2 災補道第 5128 号 町道牧良線（笹の平橋）復旧工事（他 2 合併）でございます。

2. 契約の方法は、指名競争入札によります。
3. 契約の金額は、1億7,215万円でございます。
これは税込みの金額となっております。

4. 契約の相手方は

住所：熊本県球磨郡湯前町 2587 番地 3

名称：青木建設株式会社 湯前営業所

代表者氏名：所長 代表取締役副会長 神崎 弘光 でございます。

令和2年7月豪雨災害により被災した橋梁・道路・河川の復旧工事となります。

主な工事内容は、河川の線形を変えスムーズな水の流れにするための河川工事。橋梁の架け替え。町道の復旧が主なものになります。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 工期の変更なんですけど、また工期の変更が出てくるんですよ、私いつも思うんですけど、なんで完工までの工期をここに書かないんですかね。

○建設水道課主幹（伊藤賢一郎君） 西議員のお尋ねなんですけれども、役所の会計年度というのは、4月1日から3月31日までというのが、まず決まりがあります。予算の縛りがございまして、議会の承認を、繰越の場合には、大体湯前の議会におきましては、3月の議会で承認を頂いて、その承認がないと、繰越の手続きが取れないという事務の手続事情がありまして、どうしても3月31日で、いったん切らなければならないというのが実情でございます。なので3月31日で契約を定めまして契約をしますけれども、繰越承認後にまた再度契約を、履行工期の契約を延ばすという手続きになってしまうわけです。

○2番（西 靖邦君） それは分かるんですけど、私のあれなんですけど、前の会社でも役所さんの工事をいろいろ契約してきたんですけども、この工期に対しては、某役所さんとかでもそうなんですけど、完工までの工期を謳って契約していましたけどね。そのへんは、何でそんな違うんですか。役所によって。

○建設水道課主幹（伊藤賢一郎君） おそらく西議員がおっしゃっているのは、契約の形態で、予算の債務負担行為を起こして、2か年である場合の工事があります。その場合については、債務負担行為を起こしまして、そのぶん年度を超えて契約ができるという契約がございますので、債務負担行為については、そういう契約の形態、事務的な手続きで債務負担行為、または単年で契約するという契約の方法で、その内容が違ってくるといってございまして。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 69 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 70 号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、議案第 70 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 70 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R 2 災補道第 5132 号町道牧良線災害復旧工事（第 5 工区）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第 70 号工事請負契約の締結について御説明いたします。タブレットの方ほうは、03 議案第 70 号工事請負契約の締結についてを御覧ください。

1. 契約の目的は、R 2 災補道第 5132 号 町道牧良線災害復旧工事（第 5 工区）でございます。
2. 契約の方法は、指名競争入札によります。
3. 契約の金額は、7,980 万 5,000 円でございます。
これは税込みの金額となっております。
4. 契約の相手方は
住所：熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1746 の 1。
名称：有限会社 富山産業。
代表者氏名：代表取締役 竹村 節夫 でございます。

令和 2 年 7 月豪雨災害に伴う道路復旧工事となります。

主な工事内容は、軽量盛り土工による、町道復旧工事となります。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○5番（森山 宏君） この契約だけ、契約保証金というのが、免除というふうになっていますけども、この違いは何で、契約保証金が1割発生するのが、この場合発生しないのか伺います。

○建設水道課主幹（伊藤賢一郎君） 森山議員のお尋ねですけど、契約の保証の形態がいろいろございまして、現金で納付をする場合、契約建設業保証会社に委託する場合、それと損保会社に委託する場合、それぞれ契約保証の形態が違います。今回の案件につきましては、損保会社の契約保証を頂いておりまして、損保会社の保証につきましては、免除というかたちで、契約書のほうには記載をするというかたちになっております。建設業保証会社、あと現金なんかにつきましては、契約保証金ということで、その納める金額を、1割の保証ですね、記載するようになっています。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 発議第1号 豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化を求める意見書について

○議長（倉本 豊君） 日程第13、発議第1号、「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化を求める意見書について」を議題とします。

本案は、黒木議員ほか4名から提出されています。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。

事務局に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（赤池昌信君）

豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化を求める意見書

近年、地球温暖化の影響に伴う気候変動による記録的豪雨等により大きな災害が発生しており、本町においても令和2年7月豪雨や今年の台風14号等による山地災害や林道災害が多数発生している。

特に山地崩壊、林道災害等によって発生した土砂や流木は、下流の河川や道路、橋梁のみならず、人家や農地等に被害を与え、海まで流出し甚大な被害をもたらす原因となる。また、林道、山地崩壊等の復旧については相当の時間を要するため、林業・木材産業等、地域経済全体に多大な影響を及ぼしている。

このような状況の中、町民の暮らしを守るためには、災害発生後の緊急的な復旧に加え、災害危険地を把握して治山施設を設置し、土砂や流木災害等の未然防止を図るため予防的対策の強化が必要である。しかしながら、現在の林野公共事業の予算は低水準に抑えられてきており、予防的な対策を計画的に実施するためには十分な予算の確保が必要である。

については、復旧対策を行いつつも予防的な対策への措置として、防災減災対策及び災害に強い健全な森林整備に向けた対策をしっかりと実施するために、治山事業及び森林整備事業について計画的に事業を実施し、そのための十分な予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県湯前町議会

議長 倉本 豊

（提出先）

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
農林水産大臣	野村 哲郎 様
国土交通大臣	齋藤 鉄夫 様

以上でございます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化を求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。早速、関係機関へ意見書を送付することにいたします。

-----○-----

日程第14 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第14、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第15 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第15、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 16 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 16、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 17 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 17、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 18、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和4年第9回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時51分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員